

職員の給与等に関する報告及び勧告について

堺市人事委員会は、議会及び市長に対し、以下のとおり「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

1 日時及び場所

(1) 市長への手交

日時：令和4年10月3日（月）午前10時00分

場所：堺市役所 本館4階 秘書課 応接室（堺市堺区南瓦町3-1）

(2) 議長への手交

日時：令和4年10月3日（月）午前10時30分

場所：堺市役所 本館10階 議会 応接室（堺市堺区南瓦町3-1）

2 本年の報告及び勧告

別添【令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要】等参照。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課: 人事委員会事務局 電 話: 072-228-7449 ファックス: 072-228-7141
----------------------------	---

令和4年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

I 職員の給与に関する報告及び勧告

《本年の報告・勧告のポイント》

月例給、特別給ともに引上げ

- ① 月例給については、職員給与が民間給与を962円(0.25%)下回っていることから、この較差を解消するため、給料表を引上げ改定
- ② 特別給については、職員の年間支給月数(4.30月分)が、民間の支給割合(4.41月分)を下回っているため、0.10月分引上げ改定(4.30月分 → 4.40月分) 引上げ分は勤勉手当に配分

1 給与勧告制度の基本的考え方

- ・人事院においては、1)公務と民間企業の給与比較は、給与決定要素(役職段階、学歴、年齢等)を合わせて比較することが適当、2)企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能、といった基本的考え方が示されている。
- ・本委員会も、この基本的考え方に従って調査・比較を行い、市職員の給与等に関する勧告を行っている。

2 市職員と民間従業員との給与比較等

(1) 給与等の調査

本年4月現在の市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を実施
民間従業員については、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所のうち238事業所を母集団として、人事院により無作為抽出された78事業所を対象に調査を実施
(調査完了事業所60事業所、調査完了率^(※)80.0%)

※ 抽出した78事業所から、企業規模又は事業所規模が調査対象外の3事業所を除く75事業所に占める調査完了事業所の割合

(2) 比較の結果

- ① 月例給(市職員と民間従業員の給与を、ラスパイレス方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較)

民間従業員給与 (A)	市職員給与 (B)	公民較差 (A-B=C) (C/B×100)
392,025円	391,063円	962円 (0.25%)

(注1) 民間従業員・市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。市職員は、行政職給料表の適用を受ける者
(注2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は42.2歳、平均勤続年数は17.0年である。

- ② 特別給(本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間事業所の特別給の支給割合を比較)

民間支給割合 (A)	本市支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.41月分	4.30月分	0.11月

3 本年の給与の改定

(1) 月例給

- ・近隣の他政令指定都市等と比較して大学卒の初任給水準が低く、民間の初任給との間にも差がみられること及び本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、人材確保の観点等から、初任給及び若年層の給料月額を重点的に引き上げることが適当

・行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

[実施時期] 令和4年4月

(2) 特別給

民間の支給状況に見合うよう、年間支給月数を引上げ（4.30月分 → 4.40月分）

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

[実施時期] 令和4年12月 （注）勧告月数は、人事院と同様に、小数第2位を2捨3入・7捨8入し、0.05月単位で決定

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20 月（支給済み）	1.20 月（改定なし）
勤勉手当	0.95 月（支給済み）	1.05 月（現行0.95月）
5年度 期末手当	1.20 月	1.20 月
以降 勤勉手当	1.00 月	1.00 月

4 その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

より幅広い民間事業所における給与水準の実態を把握するため、賃金構造基本統計調査規則に規定する直近の調査に基づく民間給与調査等を実施した。

<賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査>

- ・本委員会では、本市内の民間の給与実態をより広く把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、給与等に関する研究を行った。
- ・正社員・正職員 30人以上の事業所における、令和元年から令和3年の所定内給与は、令和元年 378,293円、令和2年 339,167円、令和3年 370,604円となっている。堺市域の標本数が少ないこともあり、経年の変化等の特徴を捉えることは困難であった。
- ・民間事業所においては、同じ役職名であっても、その給与水準は広範囲に分布している。

5 参考資料

<人事委員会勧告の状況>

		令和2年	令和3年	令和4年
月例給	公民較差	83円 (0.02%)	32円 (0.01%)	962円 (0.25%)
特別給	民間支給割合	4.46月分	4.31月分	4.41月分
	本市支給月数	4.50月分	4.45月分	4.30月分
勧告内容		特別給の引下げ (4.50月分 → 4.45月分)	特別給の引下げ (4.45月分 → 4.30月分)	月例給の引上げ 特別給の引上げ (4.30月分 → 4.40月分)

<勧告どおり給与改定が実施された場合の平均年間給与(試算)>

※千円未満四捨五入

改定前の平均年間給与(A)	改定後の平均年間給与(B)	増減額(B-A)
6,229,000円	6,283,000円	54,000円

(注) 行政職給料表適用者（平均年齢41.2歳、平均勤続年数16.3年）

<改定実施による人件費への影響額(試算)> 約5.3億円増

Ⅱ 職員の人事管理に関する報告

1 人材確保・人材育成

(1) 公務員倫理の確保

職員においては、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観と使命感が求められていることを再認識し、一つの不祥事により、これまで長年にわたる努力で築き上げてきた本市全体の信用が一瞬にして失われることを常に意識し、服務規律を遵守することが強く求められる。加えて、教職員においては、より高い倫理性が求められていることを再認識し、服務規律の遵守を徹底されたい。任命権者においては、公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施するとともに、不祥事に対しては、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

(2) 多様で有為な人材の確保

採用試験の実施時期や筆記試験のあり方など、次年度に向けて受験しやすい試験制度への見直しを行うとともに、試験区分や受験資格の整理をすることで試験運営体制のスリム化を図る。また、職員採用説明会動画の配信をはじめ、職員採用ガイドやホームページ、SNS 等の多様な広告媒体を活用し、本市で働く魅力ややりがいの効果的な発信に努めていく。

(3) 人材育成

人材マネジメントの視点に立った、総合的な人材育成に取り組まれない。併せて、デジタルトランスフォーメーションの推進に向けて、自らの業務をより良いものに変革しようとする意識と ICT スキルを有する人材育成にも取り組まれない。また、引き続き、ICT を活用したオンライン研修を含む実効性の高い研修等の機会を提供するとともに、職員自身が自発的に研修等に取り組むよう支援を継続されたい。

(4) 女性職員の登用

多様なロールモデルを示すとともに、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自ら選択できる効果的な取組を積極的に進め、女性職員の登用推進のための環境整備に努められたい。加えて、全ての職員が働きがいを感じ、能力を最大限発揮できる職場環境の整備を進めることが望まれる。

(5) 人事評価制度

人事評価結果の昇給への活用について、管理職員への試行実施状況を踏まえ、国及び他の地方公共団体の事例も参考にしながら、一般職員を含めた本格実施に向け、計画的に見直しを進められたい。国の動向も注視しつつ、評価結果に基づく指導・助言を通じて、職員の能力や意欲、士気を高め、組織活力の向上に結び付くものとなっているかなど、より信頼性と納得性の高い制度となるよう、引き続き検討を重ねられたい。

(6) 高齢期における職員の雇用問題

改正法が施行される令和5年度に60歳となる職員に対する十分な情報提供や意思確認を遅滞なく実施されたい。加えて、高齢期職員が培った知識・経験等を組織に還元できるよう、個々の適性や能力に応じた人事配置を行われたい。

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

長時間労働の是正のためには、職員の勤務時間を適正に把握し、管理することが一層重要となる。加えて、職員一人ひとりの意識改革や所属長によるマネジメントの強化とともに、組織全体として業務の削減・合理化や要員配置の最適化に取り組むなどの対策を講ずることが必要である。本年も、新型コロナウイルス感染症対策に伴う時間外勤務の増加が懸念されるが、やむを得ず時間外勤務を命じざるを得ない場合であっても、その範囲は必要最小限のものとし、当該職員の心身の健康の確保に最大限の配慮をしなければならない。

(2) ハラスメントの防止

ハラスメントは個人の人格や尊厳を不当に傷つけるだけでなく、職場環境にも悪影響を及ぼすものと再認識し、質の高い行政サービスを提供するためにも職場におけるハラスメントの防止・排除に努めるとともに、問題に対して、真摯かつ迅速に対応を行うなど、職員が健全で働きやすい職場環境を確保していただきたい。

(3) 仕事と生活の両立支援

時差出勤や試行実施されているテレワーク（在宅勤務）について、職員一人ひとりのライフステージ等に応じた働き方の支援として制度化を検討し、より良い職場環境の整備に努められたい。また、国の動向を注視しつつ、育児、介護、病気等と仕事の両立支援のため、フレックスタイムの導入やテレワーク（在宅勤務）の要件緩和等、多様で柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等について検討されたい。

(4) メンタルヘルス対策

関係者が連携して、相談体制、人員配置上の配慮、ハラスメント対策、長時間労働の是正等の働き方改革による職場環境の整備など、メンタルヘルス不調者の予防・早期発見から再発防止までの総合的な対策を計画的に推進し、職員の心の健康保持に取り組まれたい。

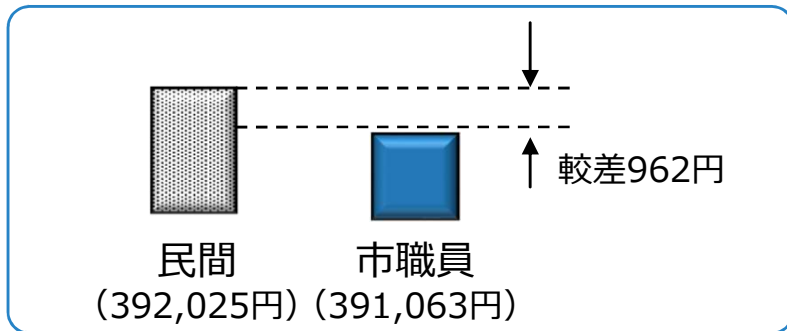
本年の勧告のポイントと 給与勧告の仕組み

令和4年10月
堺市人事委員会

1 本年の勧告

- ・ 月例給、特別給ともに引上げ改定

✓ 月例給



- ・ 較差を解消するため、給料表を引上げ改定

✓ 特別給（期末手当・勤勉手当）

民間 4.41月分 ⇔ 堺市 4.30月分

- ・ 支給月数を0.10月分引上げ、4.40月に改定
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

2 職種別民間給与実態調査

【調査目的等】

公務に類似する職務に従事する民間従業員の給与の実態を明らかにし、公務員の給与が適当であるかどうかを検討する際の基礎資料を得ることを目的として、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の各人事委員会が共同で全国統一的に実施

【本市における調査】

- ・ 全国統一基準に基づき、市内の民間事業所のうち、常勤の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、事業所単位で50人以上の事業所を対象に調査
- ・ 本年は、調査対象事業所238事業所から、人事院において層化無作為抽出法により抽出された78事業所が対象
- ・ 公務の行政職と類似する事務・技術関係職種、研究関係・教育関係等職種について、本年4月分として従業員に支払われた給与月額等を実地調査
- ・ 調査完了事業所は60事業所、調査完了率は80.0% (※)

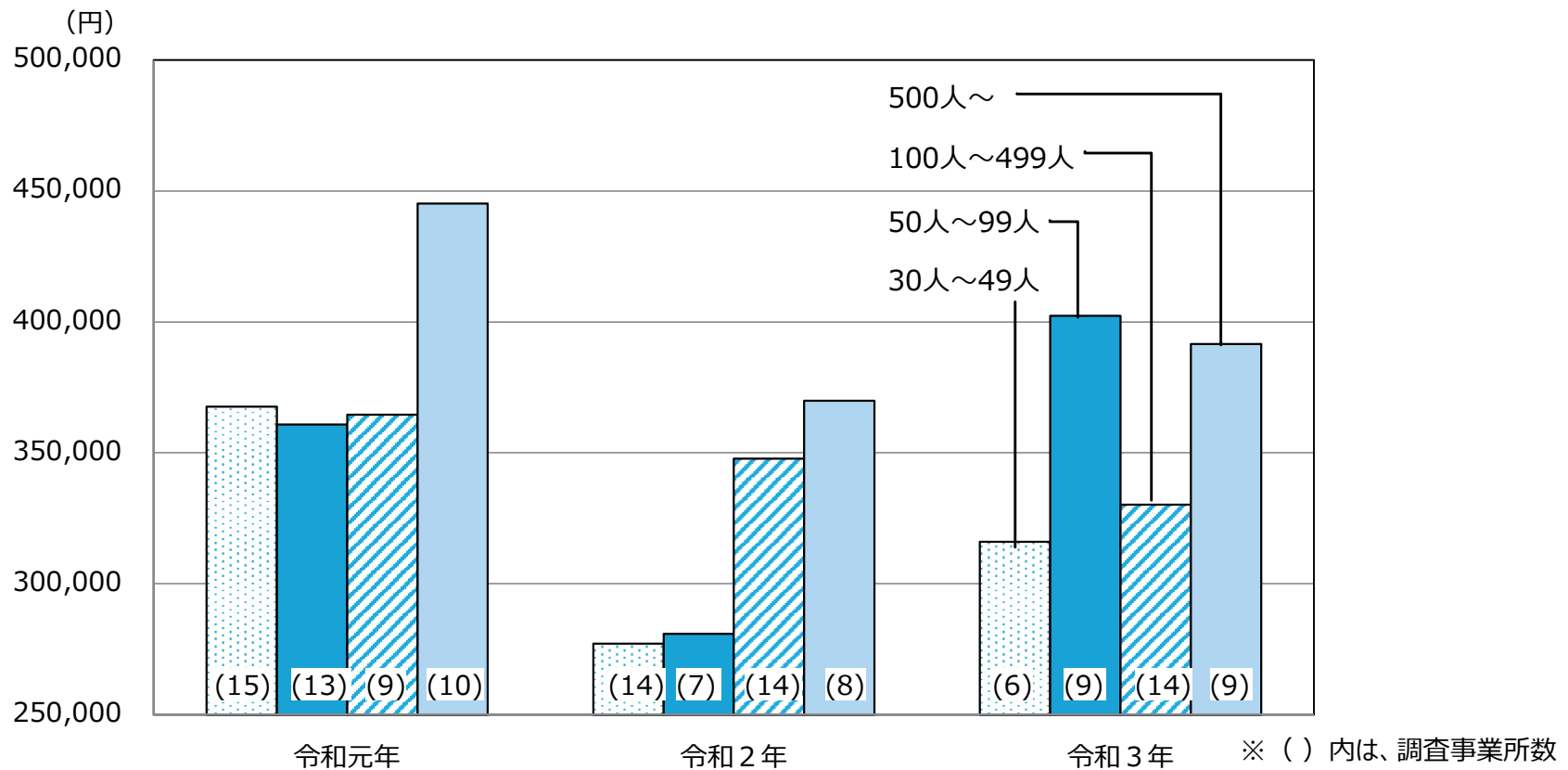
※ 抽出した78事業所から、企業規模又は事業所規模が調査対象外の3事業所を除く75事業所に占める調査完了事業所の割合

3 その他民間給与調査

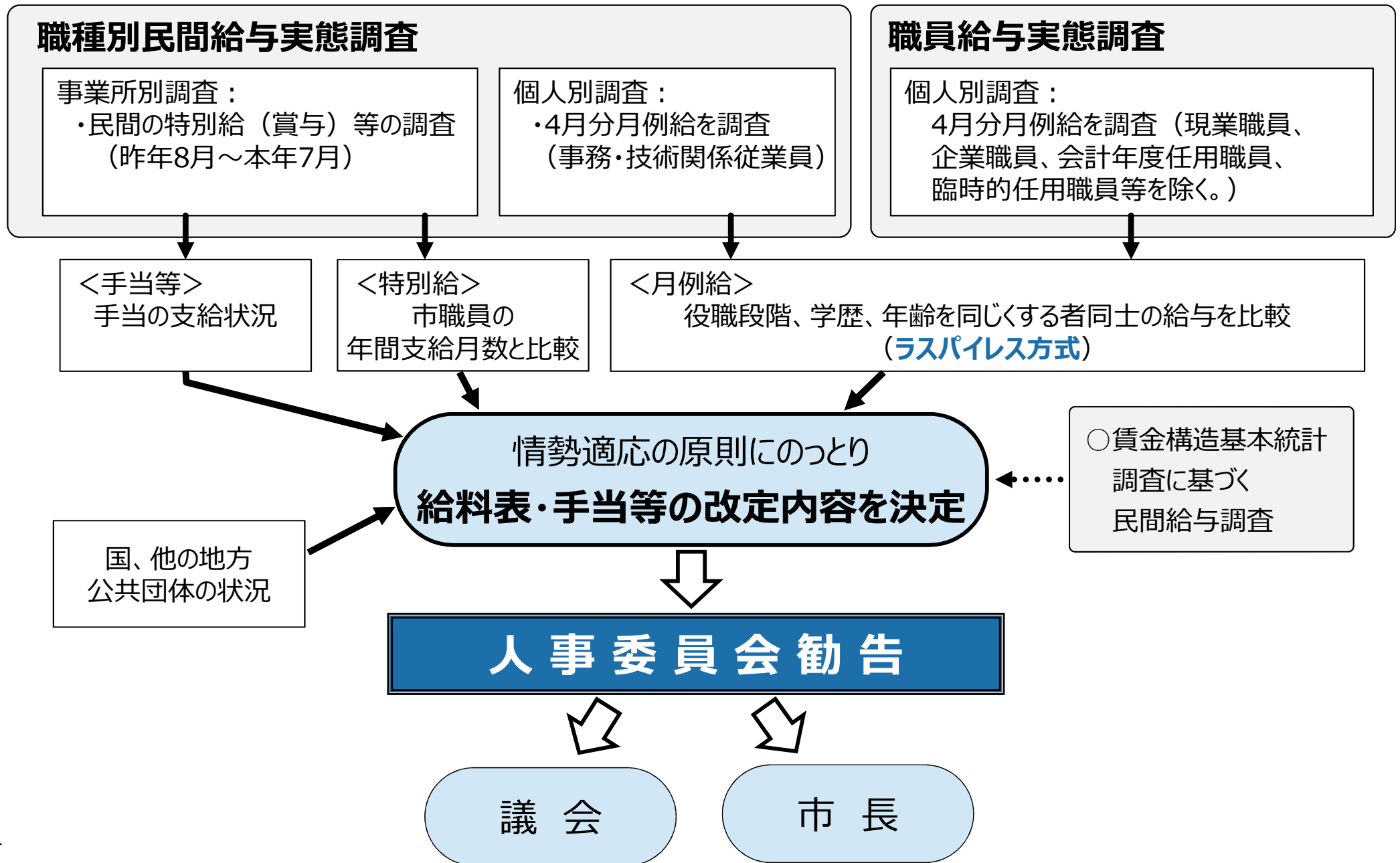
<賃金構造基本統計調査>

厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用して研究を行った。

年別事業所規模別給与平均額



4 給与勧告の流れ



5 地方公務員の給与決定

<地方公務員の給与決定の原則>

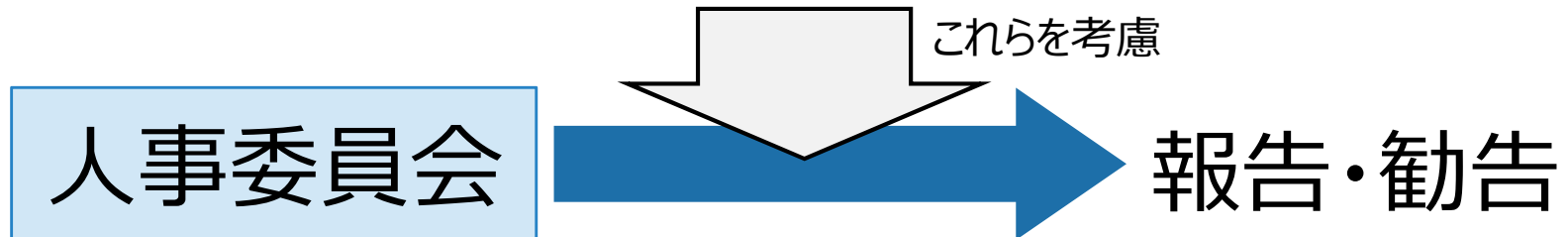
地方公務員法第24条

- ・均衡の原則
- ・職務給の原則
- ・条例主義

均衡の原則 主な考慮事項

給与水準 = 地域の民間従業員との均衡

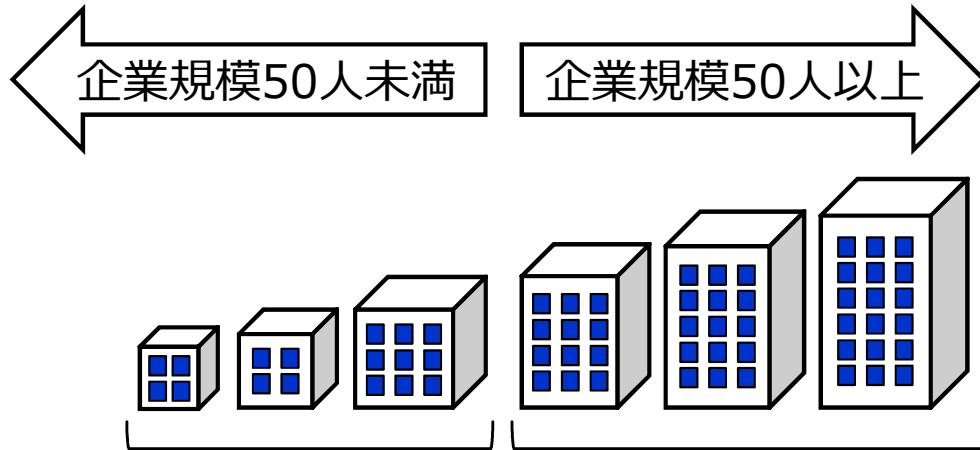
給与制度 = 国家公務員との均衡



地方公務員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は、地方公務員法に定められている**均衡の原則**等に基づき、決定される。人事委員会はこの原則等を考慮し、措置すべき事項について、議会と市長に報告・勧告を実施している。

6 職種別民間給与実態調査の対象・内容

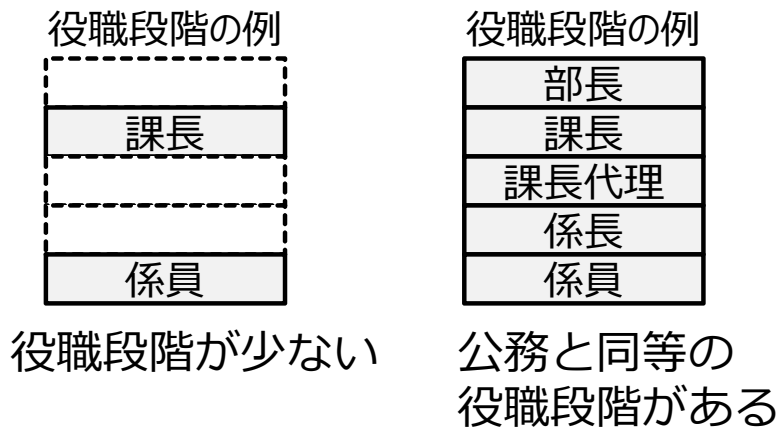
<調査対象>



・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。
現行の調査対象となる事業所数であれば、精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持。



全国統一基準の下、常勤の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、事業所単位で50人以上の事業所の中から、人事院にて無作為抽出された市内民間事業所を対象に調査



<調査内容>

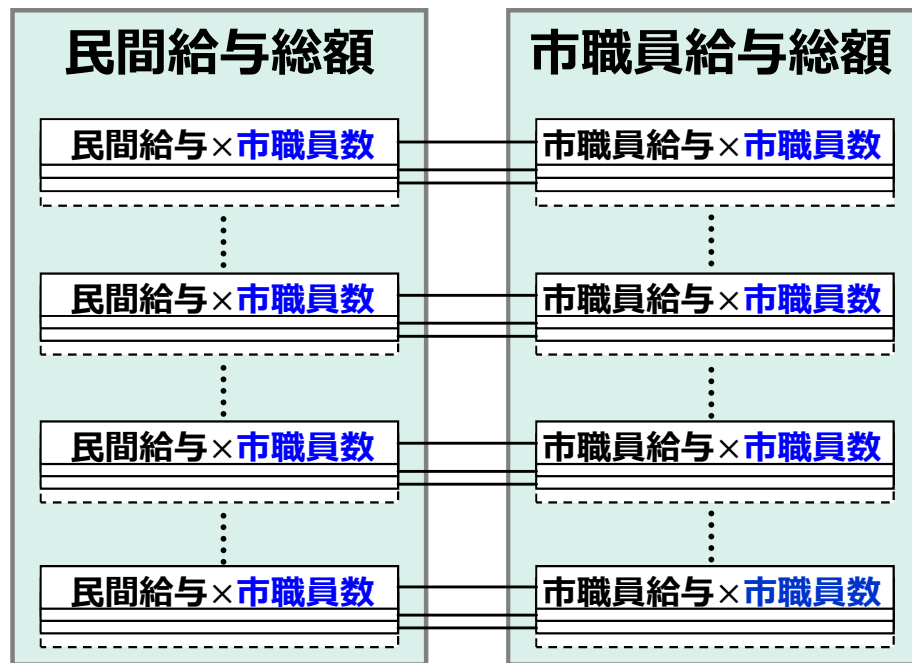
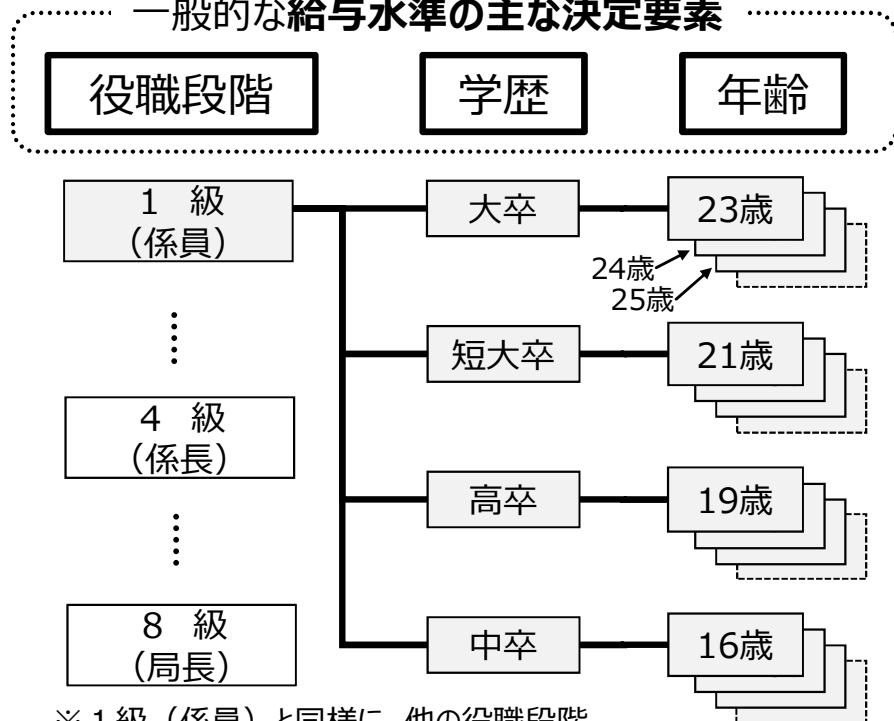
一般的に給与水準の主な決定要素とされる **役職段階** **学歴** **年齢** と給与を個人別に調査

7 給与比較方法（ラスパイレス比較）

<民間従業員給与と市職員給与の比較方法>

役職段階、学歴、年齢別に市職員を区分し、これと条件を同じくする民間の従業員の平均給与を市職員に支払ったと仮定し、両者の水準を比較（同種・同等比較）

一般的な給与水準の主な決定要素



支給総額 (A)

民間従業員給与 392,025円
(A) ÷ 市職員総数 = (a)

支給総額 (B)

市職員給与 391,063円
(B) ÷ 市職員総数 = (b)

本年の較差

962 円 (0.25%) 算定方法 : (a)-(b) $\left[\frac{(a)-(b)}{(b)} \times 100(\%) \right]$

◆ 人材確保・人材育成

- 公務員倫理の確保
- 多様で有為な人材の確保
- 人材育成
- 女性職員の登用
- 人事評価制度
- 高齢期における職員の雇用問題

◆ 働き方改革と勤務環境の整備

- 長時間労働の是正
- ハラスメントの防止
- 仕事と生活の両立支援
- メンタルヘルス対策

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

堺市人事委員会



人 委 第 1 2 9 9 号
令 和 4 年 1 0 月 3 日

堺市議会議長 裏 山 正 利 様
堺 市 長 永 藤 英 機 様

堺市人事委員会
委員長 酒 井 貴 子

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、あわせて、その改定について別紙第2のとおり勧告します。また、同法の規定に基づき、職員の人事管理について別紙第3のとおり報告します。

職員の給与に関する報告

1 給与勧告制度の基本的考え方

人事委員会による地方公務員の給与勧告は、地方公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置であり、地方公務員に対して、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

国家公務員に関する給与勧告は、人事院において、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として実施されている。この基礎となる「職種別民間給与実態調査」では、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として民間企業従業員の給与が調査されており、人事院は、民間企業従業員と国家公務員で主な給与決定要素を同じくする者同士の 4 月分の給与額を対比させ、精密に比較している。

このような調査対象及び比較方法としている理由については、人事院において次のように示されている。

- ・ 一般的に、給与は、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素を踏まえてその水準が定まっている。
- ・ 公務と民間企業の給与の比較に当たっては、単純な平均値により給与を比較することは適当ではなく、上記の主な給与決定要素を同じくする者同士の給与額を対比させて比較するラスパイレス方式^{*1}によることが適当である。
- ・ 企業規模 50 人以上の多くの民間企業においては、公務と同等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較（同種・同等比較）が可能である。また、現行の調査対象となる事業所数であれば、精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持できる。

本委員会においても、この基本的な考え方に従って調査・比較を行い、市職員に関する給与勧告を行っている。

※1 「ラスパイレス方式」については、P. 6※5を参照。

2 職員の給与等の状況

本委員会においては、本市に勤務する一般職の職員（現業職員及び企業職員等を除く。以下同じ。）の本年4月現在の給与実態を把握するため「令和4年堺市職員給与実態調査」を実施した。

本市の一般職の職員に適用する給料表は、行政職給料表^{※2}、医療職給料表、消防職給料表、保育職給料表、再任用職員給料表及び特定任期付職員給料表並びに高等学校等教育職給料表及び小中学校等教育職給料表であり、このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表が適用される職員の給与等の状況は、次のとおりである。

※2 「堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）」に規定された行政職給料表（「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）」に規定された行政職給料表を含む。）

項目		内容	項目		内容
職員数		3,579人	平均年齢		41.2歳
平均給与月額	給料	322,496円	平均勤続年数		16.3年
	管理職手当	9,117円	学歴別 職員 構成比	中学卒	0.5%
	扶養手当	9,117円		高校卒	19.2%
	地域手当	34,133円		短大卒	3.3%
	住居手当	6,739円		大学卒	77.0%
	その他	71円	性別 構成比	男	58.8%
合計	381,673円	女		41.2%	

(注) 構成比はそれぞれ四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある（以下、全ての表について同じ）。

なお、上記表中の「平均給与月額」の「その他」には、「初任給調整手当」及び「単身赴任手当」を含んでいる。

行政職給料表適用者以外の職員の給与等の状況、扶養手当、住居手当、通勤手当の支給状況については、参考資料第1表及び第4表から第6表までのとおりである。

【参考資料】第1表、第4表～第6表

3 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本市内に所在する民間事業所の従業員の給与実態を把握するため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の各人事委員会と共同で「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、全国統一で行うものであり、調査対象は市内民間事業所のうち、常勤の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、事業所単位で50人以上の事業所である。

なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

本年の調査対象事業所は238事業所であったが、層化無作為抽出法^{※3}により抽出した78事業所を対象に、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び研究関係、教育関係等32職種について、給与改定の有無や賃金カット等の有無にかかわらず、本年4月分として従業員に支払われた給与月額等を調査した。調査完了事業所は60事業所、調査完了率は80.0%^{※4}であり、調査結果は、広く民間事業所の状況を反映したものと見える。

※3 「層化無作為抽出法」は、調査対象事業所を産業、規模等によって層化（グループ分け）し、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

※4 調査開始前に抽出した78事業所のうち、調査実施時点において、企業規模又は事業所規模が調査対象外となる事業所が3事業所判明したため、これを除いた75事業所に占める調査完了事業所60事業所の割合を完了率としている。

(1) 給与改定等の状況

ア 初任給の状況

民間事業所において本年4月に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で32.1%（昨年31.8%）、高校卒で20.2%（同37.9%）と昨年に比べ高校卒の採用が減少している。また、採用があった事業所において、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で37.4%（同29.1%）、高校卒で36.4%（同27.4%）と昨年よりも増加している。

	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	32.1%	(37.4%)	
高校卒	20.2%	(36.4%)	(63.6%)	(0.0%)	79.8%

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

イ 給与改定の状況

民間事業所におけるベースアップ等の状況は、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は32.9%（昨年22.9%）、中止した事業所の割合は13.6%（同29.5%）、ベースダウンを実施した事業所はなかった（同0.0%）。課長級については、ベースアップを実施した事業所の割合は23.1%（同19.3%）、中止した事業所の割合は10.5%（同25.7%）、ベースダウンを実施した事業所はなかった（同0.0%）。

	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係員	32.9%	13.6%	0.0%	53.5%
課長級	23.1%	10.5%	0.0%	66.4%

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、民間事業所において定期昇給を実施した事業所の割合は、係員で80.6%（昨年76.6%）、課長級で59.9%（同68.2%）であった。

	定期昇給制度あり					定期昇 給制度 なし	
	定期昇給実施	定期昇給実施			定期昇 給停止		
		増額	減額	変化なし			
係員	80.6%	80.6%	24.0%	1.9%	54.8%	0.0%	19.4%
課長級	59.9%	59.9%	20.9%	1.9%	37.1%	0.0%	40.1%

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(2) 給与等の状況

ア 初任給

事務・技術関係職種の新規学卒者の本年4月の初任給月額、大学卒

211,215 円、短大卒 195,300 円、高校卒 174,723 円となっている。

【参考資料】第 9 表

イ 職種別給与

事務・技術関係職種等の職種ごとの平均支給額は、参考資料第 10 表のとおりである。

【参考資料】第 10 表

ウ 特別給

民間事業所において昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支給された特別給の支給状況は、平均所定内給与月額 of 4.41 月分に相当している。

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	370,216 円
	上半期 (A2)	373,407 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	808,904 円
	上半期 (B2)	832,195 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.18 月分
	上半期 (B2/A2)	2.23 月分
支給割合 合計		4.41 月分

(注) 下半期とは昨年 8 月から本年 1 月まで、上半期とは本年 2 月から 7 月までの期間をいう。

4 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

本委員会は、前述の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあつては行政職給料表の適用を受ける職員、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の従業員（公務民間ともに新規定学卒者を除く。）について、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士の 4 月分の給与月額を P. 6 表＜比較における対応関係＞により対比させ、精密な比較（ラスパイレス方式^{*5}）を行い、その較差を算出した。

その結果は、下表に示すとおり、市職員の給与が民間従業員の給与を 1

人当たり平均 962 円 (0.25%) 下回っていた。

※5「ラスパイレス方式」は、市職員（行政職給料表適用職員）とこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の間企業従業員を対象とした上で、個々の市職員に、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする民間企業従業員の給与額を支給したと仮定して算出される公務全体の給与支給総額と、現に市職員に支給している給与支給総額を比較して計算する方法。

民間従業員の給与 (A)	市職員の給与 (B)	較差(A)－(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
392,025 円	391,063 円	962 円 (0.25%)

(注1) 民間従業員・市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(注2) この表の「市職員」とは、行政職給料表の適用を受ける者をいう。

(注3) この表の「民間従業員」とは、上記市職員の役職段階に相当する職務に従事する者（事務・技術関係職種）をいう。

(注4) P. 2 表中の「平均給与月額」の合計額と本表の「市職員の給与」との差があるのは、P. 2 表中の市職員には、本年度の新規学卒の採用者及び給与比較の対象とならない者を含む一方、本表にはそれら含まないためである。

(注5) 比較の対象とした市職員の平均年齢は 42.2 歳、平均勤続年数は 17.0 年である。

<比較における対応関係>

規模 職務の級	企業規模		
	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
8 級(局長)	支店長、工場長、部長、部次長	—	—
7 級(部長)	課長	支店長、工場長、部長	—
6 級(課長)	課長、課長代理	部次長、課長	支店長、工場長、部長、部次長
5 級(課長補佐)	課長代理	課長	課長
4 級(係長)	係長	課長代理	課長代理
3 級(副主査)		係長	係長
2 級(高度係員)	主任	主任	主任
1 級(係員)	係員	係員	係員

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを市職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数と比較した上で、0.05 月単位で改定を行ってきている。

職種別民間給与実態調査の結果、民間における特別給の支給状況は、前述のとおり、平均所定内給与月額の 4.41 月分に相当しており、市職員の期

末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.30月分）は、民間の支給割合を0.11月分下回っていた。

5 職員の給与水準

国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する市職員について、令和3年4月の給料水準を学歴別、経験年数別に区分し、ラスパイレス方式により比較した結果は、次のとおりである。

区分	ラスパイレス指数
堺市	100.2
(参考) 政令指定都市平均	99.7
都道府県平均	99.9

(参考) 政令指定都市における本市のラスパイレス指数の状況

年	順位／市	ラスパイレス指数
平成29年	15位／20市	99.7
平成30年	14位／20市	100.0
平成31年	10位／20市	100.3
令和2年	11位／20市	100.3
令和3年	10位／20市	100.2

(注1) ラスパイレス指数は、国家公務員を100とした数値である。

(注2) 各年4月1日現在におけるラスパイレス指数の高い順による順位である。

6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

勧告では、月例給については、国家公務員給与が民間給与を921円下回っ

ており、較差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額の上上げが行われた。

特別給については、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を 0.11 月分下回っており、支給月数を 0.10 月分引き上げるよう言及している。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分することとしている。

（〔参考〕 P. 14, 15、P. 31, 32）

7 その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

本委員会では、より幅広い民間事業所における給与水準の実態を把握するため、賃金構造基本統計調査規則に規定する直近の調査に基づく民間給与調査等を実施した。

(1) 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

本委員会では、本市内の民間の給与実態をより広く把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、給与等に関し、事業所規模や役職段階ごとの民間給与の傾向を把握するための参考指標として、研究を行った。

ア 民間事業所の給与水準

令和元年から令和3年まで、正社員・正職員30人以上の事業所における給与水準は、令和元年 378,293 円、令和2年 339,167 円、令和3年 370,604 円であった。令和元年から令和2年にかけては 39,126 円減少していたが、一方、令和2年から令和3年にかけては、31,437 円増加していた。

また、民間事業所の給与水準を事業所規模ごとにみると、最も給与水準が高い事業所は、令和元年及び令和2年は 500 人以上の事業所、

令和3年は50人以上100人未満の事業所であった。一方、最も給与水準が低い事業所は、令和元年は50人以上100人未満、令和2年及び令和3年は30人以上50人未満の事業所であった。

年	項目	事業所規模（正社員・正職員）				
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	30人以上 50人未満	規模計 (30人以上)
令和元年	調査事業所数（事業所）	10	9	13	15	47
	調査実人員（人）	195	203	252	134	784
	平均年齢（歳）	41.4	41.2	42.6	40.5	41.7
	所定内給与額（円）	445,211	364,610	360,833	367,607	378,293
令和2年	調査事業所数（事業所）	8	14	7	14	43
	調査実人員（人）	158	192	48	44	442
	平均年齢（歳）	39.0	40.5	39.5	44.4	40.3
	所定内給与額（円）	369,931	347,816	280,941	277,099	339,167
令和3年	調査事業所数（事業所）	9	14	9	6	38
	調査実人員（人）	148	157	40	15	360
	平均年齢（歳）	37.9	40.5	47.6	40.4	41.5
	所定内給与額（円）	391,588	330,209	402,290	316,070	370,604

(注) 所定内給与額は、きまって支給する給与から時間外手当を除いたもの（通勤手当額を含む。）。

従来から本委員会の報告で述べているところであるが、賃金構造基本統計調査の調査票情報については、堺市域の標本数は十分とは言い難く、上記のように年ごとの開きが発生するため、経年の変化や事業所規模ごとの特徴等を捉えることは困難であった。そのほかにも、調査時点と利用時点のタイムラグが比較的大きい、通勤手当を月例給与から分離できないなどの特徴があり、民間事業所の給与水準を把握し、同種・同等の者同士を公民比較する上では、様々な課題がある。これらのことから、市職員の給与水準を決定する手法として、本調査を直ちに活用することは困難ではあるが、幅広い民間給与の傾向についても、次のとおり調査を行うこととする。

イ 民間給与の傾向

調査票情報から得られた給与データを3年分集約し、役職段階ごとの給与水準の分布状況についても、調査を行った。役職ごとに、上位10%又は下位10%の者を除いた場合には、部長級では892,640円から475,280

円、課長級では 694,070 円から 417,360 円、係長級では 537,360 円から 308,293 円、非役職者では 470,730 円から 215,560 円に分布していた。民間事業所においては、同じ役職名であっても、その給与水準は広範囲に分布している。

【参考資料】第 18 表

また、年齢層ごとの給与水準については、事業所規模が正社員・正職員 30 人以上の事業所では、年齢の上昇に伴い、給与水準が一定の上昇を続ける傾向がみられるなど、民間事業所の給与カーブの状況を把握することができた。

【参考資料】第 19 表

今後も幅広い民間給与の実態を把握する参考指標とするため、本委員会では引き続き、賃金構造基本統計調査に基づく研究を行うこととする。

(2) 家計調査等（物価及び生計費）

総務省が発表した本年 4 月の消費者物価指数は、昨年 4 月に比べ、全国では 2.5% 上昇しており、本市では 2.6% 上昇していた。

また、同省の家計調査等を基に本委員会が算定した本年 4 月の本市における標準生計費は、2 人世帯 182,540 円、3 人世帯 201,630 円、4 人世帯 220,820 円、5 人世帯 240,090 円となっている。

【参考資料】第 20 表、第 21 表

8 本年の給与の改定

本委員会は、これまでも、地方公務員法の定めるところにより、市職員及び市内民間従業員の給与等を調査・比較検討し、その結果に基づき、市職員の勤務条件が社会一般の情勢に適応した適切な水準となり、かつ、市職員、市民等から理解の得られるものとなるよう、勧告を行ってきたところである。

日本経済の基調判断について、本年 4 月の「月例経済報告」（内閣府）にお

いて、「景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、持ち直しの動きがみられる。」とされている。また、大阪経済の情勢については、本年6月（4月指標）の「大阪経済の情勢」（大阪産業経済リサーチ&デザインセンター）において、「大阪経済は、持ち直しの動きがみられる」とされている。しかし、先行きについては、「新型コロナウイルス感染症の影響や、物価上昇等による経済への影響について、今後の動向に引き続き注意が必要」とされている。

本市職員の給与等を検討するための諸情勢は、以上のとおりである。本委員会において、これらの状況を総合的に勘案した結果、市職員の給与について、次のとおり改定を行うことが適切であると判断した。

(1) 月例給

前記4（1）のとおり、本年4月分の市職員の給与と市内民間従業員の給与を比較した結果、職員給与が民間給与を962円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

本年の人事院勧告においては、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、人材確保の観点等から、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げることとされたところである。

本市職員の初任給については、近隣の他政令指定都市等と比較して大学卒の初任給水準は低い状況となっており、また、民間の初任給との間にも差がみられる。

較差の解消に当たっては、これらの状況及び本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、本市においても、人材確保の観点等から、初任給及び若年層の給料月額を重点的に引き上げることが適当である。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、市職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

このため、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げる必要がある。なお、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとする。

(3) 改定の実施時期

上記(1)の改定は、本年4月時点での調査結果に基づく措置が基本となることから、同月に遡及して実施する必要がある。

上記(2)の改定については、本年12月期の期末手当・勤勉手当から実施する必要がある。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会による給与勧告は、労働基本権の一部を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させることを基本として行うものである。

このような方法により職員の給与を決定することは、広く市民の理解と納得が得られ、また、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものであると考える。

本年の勧告においては、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、期末手当・勤勉手当について、民間における特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数の引上げを行うこととした。

なお、本年度の大阪府最低賃金の引上げに伴い、行政職給料表の所要の見直しを行うに当たっては、初任給及び若年層に重点を置いた月例給の引上げ

を踏まえつつ、給料表の適正な構造を維持することを見据えた見直しを行うことが求められる。

新型コロナウイルス感染症への対策をはじめ、公務を取り巻く環境は依然として厳しいところではあるが、職員においては、引き続き全体の奉仕者としての使命感を持ち、市民の信頼と期待に応えるため、職務に尽力されるよう要望する。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率83.2%)

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円(0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分^(注)103円〕^(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし])

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

→

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

勸 告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表

市職員の給与と民間従業員の給与との較差を解消するため、本年の給与の改定で述べた内容を考慮して、給料表を改定すること。

2 期末・勤勉手当

(1) 令和4年12月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（管理職である職員にあっては、1.25月分）とすること。

イ 再任用職員

勤勉手当の支給割合を0.5月分（管理職である職員にあっては、0.6月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

(2) 令和5年6月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（管理職である職員にあっては、それぞれ1.2月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分
(管理職である職員にあつては、それぞれ0.575月分) とすること。

ウ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分と
すること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)については令和4年12月1日から、2の(2)については令和5年4月1日から実施すること。

職員の人事管理に関する報告

1 人材確保・人材育成

(1) 公務員倫理の確保

本市においては、安全に、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現のため、市民協働によるまちづくりを推進している。協働を進めるに当たり、その基盤となるのは、市民と職員との信頼関係であることは言うまでもない。

公務員倫理の確保については、これまでも本委員会の報告において、服務規律の確保を図るため、綱紀粛正の徹底を繰り返し要請してきた。それにもかかわらず、職員による不祥事が後を絶たず、懲戒処分事案が依然として発生している。これらの不祥事が市全体の信用を失墜させ、市政運営に多大な支障を与えていることは、極めて遺憾と言わざるを得ない。

不祥事の根絶に向け、職員においては、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観と使命感が求められていることを再認識し、一つの不祥事により、これまで長年にわたる努力で築き上げてきた本市全体の信用が一瞬にして失われることを常に意識し、服務規律を遵守することが強く求められる。加えて、教職員においては、より高い倫理性が求められていることを再認識し、服務規律の遵守を徹底されたい。管理職員においては、率先垂範して服務規律を遵守するとともに、自らに課せられた管理監督責任を十分に自覚し、不祥事を決して許さない組織風土の醸成や、職場の綱紀粛正を常時徹底することが求められる。任命権者においては、公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施するとともに、不祥事に対しては、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

(2) 多様で有為な人材の確保

生産年齢人口の減少や雇用の流動化などを背景に人材の確保が厳しさを増し、企業等では採用の早期化や多様化が進んでいる。そのような中、各地方公共団体においては、採用環境の変化や受験者ニーズを的確に捉えつつ、将来にわたって持続可能な都市経営の推進を担う多様で有為な人材を計画的かつ安定的に確保することが喫緊の課題となっている。

本委員会では、一部の試験区分を早期選考型として、民間企業での利用実績が高い適性検査を導入するなど、新たな受験者層の拡大に努めている。また、技術職や資格免許職を中心に試験方法の見直しを行ってきた。さらに、受験者の人物評価をより適切に行うため、面接員のスキルアップ研修を実施するなど、高い気概と使命感、倫理観を持って市民のために働く人材の確保を図っている。

しかしながら、民間企業の採用意欲が前年度に続き回復傾向であることなどを背景に人材確保が困難な状況となっており、本市においても時代に即した選考や広報活動を行うなど、さらなる対策を講じていかなければならない。そのため、本委員会では、採用試験の実施時期や筆記試験のあり方など、次年度に向けて受験しやすい試験制度への見直しを行うとともに、試験区分や受験資格の整理をすることで試験運営体制のスリム化を図る。また、職員採用説明会動画の配信をはじめ、職員採用ガイドやホームページ、SNS等の多様な広告媒体を活用し、本市で働く魅力ややりがいの効果的な発信に努めていく。

教員採用選考試験においても、より多くの受験者を確保するため、SNSの活用や動画の配信等により本市教育の魅力や取組を発信している。また、直面する教育課題に対応するため、教員免許や資格等の所有者に対する加点制度の見直しのほか、小学校における一定の英語力を有する人材を確保することを目的に「小学校外国語推進」の枠を新設するなど、本市が求め

る人物像に合致する優秀な人材を確保できるよう、選考方法の工夫・改善等が進められている。

(3) 人材育成

人口減少の加速、高齢化社会の進行、デジタル化の進展などを背景に、多様化・複雑化する行政課題への対応が求められており、限られた人的資源を活用し、持続可能な行政サービス提供体制を構築する必要がある。そのためには、全ての職員が能力を高め、意欲を持って仕事に取り組み、その力を最大限発揮するための効果的・効率的な人材育成が重要である。

国においては、本年3月「地方公共団体における人材マネジメントの方策に関する研究会」の報告書において、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、長期的かつ総合的な視点を持って、限られた人材を最大限に活用しながら、課題解決に取り組む人材マネジメントが必要と述べられている。また、本市においては、本年4月「令和4年度職員研修体系」を定め、職員のやりがいと成長の実感につながる人材育成を方向性として、「職場環境の改革」、「意欲と能力の向上」及び「生活と仕事の両立」の3つの視点で人材育成に取り組んでいる。

任命権者においては、先に述べた国の報告書も参考にしつつ、人材マネジメントの視点に立った、総合的な人材育成に取り組まれない。併せて、デジタルトランスフォーメーションの推進に向けて、自らの業務をより良いものに変革しようとする意識とICTスキルを有する人材育成にも取り組まれない。また、引き続き、ICTを活用したオンライン研修を含む実効性の高い研修等の機会を提供するとともに、職員自身が自発的に研修等に取り組むよう支援を継続されたい。職員においては、主体的な職務遂行に向け、これらの機会を有効活用し、自己研さんに意欲的に取り組まれない。また、管理職員においては、所属職員の能力や適性に依じて、職場研修を通じた

計画的な指導、育成に取り組むなど、人を育てる職場環境の形成に努められたい。

(4) 女性職員の登用

多様化、複雑化する行政需要に的確に応えながら、組織の活力を向上させ、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、多様な人材を確保、育成及び活用していく必要がある。とりわけ女性活躍の推進は、国においても重点方針が示されるなど、女性が政策・方針決定過程へ参画することは、男女共同参画社会の実現のために極めて重要である。

本市では、昨年4月、「女性活躍推進チーム」を設置し、女性リーダーの育成等の課題解決に官民連携して取り組んでいる。また、本年3月、「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」において、管理職及び役職者に占める女性職員の更なる比率向上や男性職員の育児休業の取得促進などの方向性が示された。

そこで掲げられた女性職員の比率に関する達成目標では、教職員を除く全職員を対象に、令和8年度において管理職は30%以上、役職者は40%以上（役職者については、消防職員を除く。）とされている。今年度の実績値は、管理職が18.8%、役職者が28.5%であり、一定の進捗がみられるものの、目標値には至っておらず、女性職員の比率向上に向けた更なる取組が求められる。

区 分	令和2年	令和3年	令和4年
【行政職職員等】			
女性職員/全職員	33.4%	34.0%	35.3%
女性役職者/全役職者	26.8%	27.7%	28.5%
女性管理職/全管理職	14.6%	16.0%	18.8%
【教 職 員】			
女性職員/全職員	55.9%	56.2%	56.5%
女性役職者/全役職者	32.7%	32.5%	33.3%
女性管理職/全管理職	24.7%	25.4%	25.2%

※行政職職員等（消防職員含む、教職員除く。役職者については、消防職員除く。）各年4月1日現在

※教職員（学校事務職員含む。）各年5月1日現在

女性登用を阻む背景には、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、男女双方を対象としたキャリア面談を導入するなど、職員の意識改革を推進し、相互理解を促すコミュニケーションの活性化に着目した取組が求められる。

任命権者においては、多様なロールモデルを示すとともに、徹底した時間外勤務の縮減やフレックスタイム制、テレワーク（在宅勤務）など、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自ら選択できる効果的な取組を積極的に進め、女性職員の登用推進のための環境整備に努められたい。加えて、全ての職員が働きがいを感じ、能力を最大限発揮できる職場環境の整備を進めることが望まれる。

(5) 人事評価制度

本市では、職員の意識改革及び能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進するとともに、より適正な人事管理に資することを目的として人事評価制度が実施されている。

地方公務員法においては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすると定められており、本市においては、管理職員に対して、人事評価結果の昇給への活用が試行実施されている。また、十分な評価期間を確保し、人事評価

制度の納得性をより高め、職員の人材育成と能力開発につながる制度とすることを目的に、昨年度から、人事評価の評価期間を見直し、前期・後期の年2回評価から通年の年1回評価としている。

一方、国においては、昨年10月から、人材育成・マネジメント強化のためのツールとして人事評価を活用することを目的とした改善が行われ、本年10月から、職員の能力や実績をきめ細かく的確に把握し、評価するための、評語区分の刷新などの改善が予定されている。

任命権者においては、人事評価結果の昇給への活用について、管理職員への試行実施状況を踏まえ、国及び他の地方公共団体の事例も参考にしながら、一般職員を含めた本格実施に向け、計画的に見直しを進められたい。また、人事評価制度は、一定の期間ごとに振り返り、制度の検証を実施することが必要である。先に述べた国の動向も注視しつつ、評価結果に基づく指導・助言を通じて、職員の能力や意欲、士気を高め、組織活力の向上に結び付くものとなっているかなど、より信頼性と納得性の高い制度となるよう、引き続き検討を重ねられたい。

(6) 高齢期における職員の雇用問題

地方公務員の定年引上げに伴い、60歳以降も働く職員が増加していくことが見込まれる中、複雑・高度化する行政課題に的確に対応するためには、高齢期職員の豊富な知識、技術、経験等を最大限活用するとともに、次の世代にその知識、経験等を継承することが不可欠である。

昨年6月、地方公務員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布され、国家公務員の段階的な定年引上げを基準として、地方公務員の定年も引き上げられることとなり、併せて、組織活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）や定年前再任用短時間勤務制が導入されることとなっ

た。

定年引上げに伴い、高齢期職員の割合が相対的に高まり、役職定年制等の措置も講じられる中、高齢期職員に期待する役割を明確化したうえで、多様な働き方へも柔軟に対応しつつ、これまで培ってきた知識や経験を活かせる業務に従事するなど、60歳以降も勤務に対するモチベーションを持続し活躍できるような人事管理、職場環境の整備が必要である。また、ひいては全ての職員が仕事と生活の両立を図りながら、やりがいを持って職務に従事できる勤務環境の整備につなげることが重要となる。

任命権者においては、改正法が施行される令和5年度に60歳となる職員に対する十分な情報提供や意思確認を遅滞なく実施されたい。加えて、高齢期職員が培った知識・経験等を組織に還元できるよう、個々の適性や能力に応じた人事配置を行われたい。

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

公務能率の向上、職員の健康管理、ワーク・ライフ・バランス実現等の観点から、長時間労働の是正を始めとした働き方改革については、組織を挙げて取り組むことが必要である。

労働基準法の改正や国家公務員における時間外勤務の上限規制の動きを受け、本市においては、人事委員会規則において時間外勤務命令の上限時間を規定し、同規則に基づき時間外勤務の上限規制が行われている。さらに、本年より、やむを得ず原則又は例外の上限時間等を超過した場合には、人事委員会へ理由書の提出を求めている。また、教育職員については、教育委員会規則において時間外在校等時間の上限を規定し、同規則に基づき教育委員会において教育職員の業務量の適切な管理に取り組まれている。

本市においては、本年3月に「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」

を策定し、令和8年度目標として、時間外勤務総時間数令和元年度比10%削減、年間時間外勤務時間数360時間超職員ゼロを掲げ、その実現に向けた取組が進められている。昨年度の実績では、令和元年度比で時間外勤務総時間数が5.7%増加しており、加えて、時間外勤務時間数が年間360時間超の職員数は、新型コロナウイルス感染症等への対応により増加した令和2年度と同水準であった。また、過労死ラインに達する職員がいる状況もあり、長時間労働を常態化させることがないよう、更なる取組の推進が求められる。

一方、教職員においては、『堺市教職員「働き方改革」プラン“SMILEⅡ”』に基づき、長時間労働の是正に向けた様々な取組が進められている。教育職員の年平均勤務時間外在校等時間の昨年度実績は、新型コロナウイルス感染症への対応等により、昨年度比で1.6%の増加となった。加えて、年間勤務時間外在校等時間では、720時間超の教育職員が少なからず発生している状況である。教育委員会においては、学校園の業務改善と教育委員会の支援の2つの視点から、計画的、継続的に様々な方策の検討を行い、長時間労働の改善のため、働き方改革の実現に向けた取組を一層推進されたい。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間360時間を超える時間外勤務者数 (360時間超過職員数/時間外勤務手当 対象人員)	262人 (5.6%)	317人 (6.8%)	318人 (6.6%)
職員1人当たり平均年間時間外勤務時間数	109時間	112時間	112時間

※行政職職員等（消防職員等含む。教職員除く。）

なお、両プランの目標達成や時間外勤務の上限規制を過剰に意識するあまり、業務の持ち帰りやサービス残業を行うことは本末転倒であり、決してあってはならないことである。長時間労働の是正のためには、職員の勤務時間を適正に把握し、管理することが一層重要となる。加えて、職員一人ひとりの意識改革や所属長によるマネジメントの強化とともに、組織全体として業務の削減・合理化や要員配置の最適化に取り組むなどの対策を

講ずることが必要である。

本年も、新型コロナウイルス感染症対策に伴う時間外勤務の増加が懸念されるが、やむを得ず時間外勤務を命じざるを得ない場合であっても、その範囲は必要最小限のものとし、当該職員の心身の健康の確保に最大限の配慮をしなければならない。

時間外勤務の上限規制が行われている中、公務の運営上重大な支障をきたすおそれがある重要な業務であって、特に緊急性が高い場合においては、やむを得ず上限を超えて時間外勤務を命じざるを得ない状況も一部ではみられるところである。しかしながら、上限時間を超える時間外勤務を命じた場合においては、時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行い、その結果を踏まえ、業務量の削減や業務の効率化など、時間外勤務縮減に向けた適切な対策に取り組む必要がある。労働基準監督機関としての役割を担う人事委員会においては、国の取組を注視しつつ、引き続き、職員の時間外勤務の実施状況に関する情報の収集及び分析を行い、その結果に基づき、必要に応じて所属長に対する聞き取りや指導等を行っていく。

(2) ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠等ハラスメントなど職場におけるハラスメントは、重大な人権侵害であり、職場における信頼関係の悪化や、組織の士気の低下を引き起こし、ひいては業務能力の低下や公務への信用の失墜を招くおそれがある。

本市においては、今年度、妊娠等ハラスメントの防止に関して、堺市職員の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱等が改正され、職員周知が行われたところである。また、健全で働きやすい職場環境の確保に向け、従前よりハラスメント相談窓口の開設等の相談体制の整備や役職者に対する研修などに取り組んでいるが、ハラスメント事案が依然として発生

している。

職員においては、職場におけるハラスメントは自身の信用を失うだけでなく、懲戒処分の対象となることを一人ひとりが肝に命じ、市民の模範となるべき立場として、今一度ハラスメントに対する意識を高める必要がある。所属長においては、ハラスメントは個人の人格や尊厳を不当に傷つけるだけでなく、職場環境にも悪影響を及ぼすものと再認識し、質の高い行政サービスを提供するためにも職場におけるハラスメントの防止・排除に努めるとともに、問題に対して、真摯かつ迅速に対応を行うなど、職員が健全で働きやすい職場環境を確保する責務がある。任命権者においては、ハラスメントの未然防止に向け、ハラスメントに対する理解をより深める研修等による意識啓発の取組を今後も推進していく必要がある。

(3) 仕事と生活の両立支援

職員一人ひとりが、仕事以外の生活も充実させながら、職務において意欲を持って、その能力を最大限に発揮するためには、個々の職員の置かれている事情に応じた働き方が可能となる働きやすい職場環境を整備することが必要である。

国においては、本年1月から「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した一般職国家公務員の勤務時間制度等の在り方に関する研究会」が開催されており、本年7月には、フレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を早期に実施すべきとの中間報告が取りまとめられた。また、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われ、育児休業の取得回数制限が緩和されることとなった。あわせて、人事院規則等が改正され、非常勤職員も含め、不妊治療のための出生サポート休暇の新設、育児休業の取得の柔軟化等の措置が講じられた。本市においても、先に述べた国の改正に伴い、不妊治療のための休暇の新設等が行われた。

本市においては、本年3月に策定された「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」において、男性職員がより育児に取り組める強化策として、堺市版フレックスタイムの導入、テレワーク（在宅勤務）の要件緩和、男性育児休みの分割取得、所属長との面談の場の創出など、堺モデルの実施が予定されている。また、「女性職員の登用」でも触れたように、同計画では、男性育児休業取得率を令和8年度までに80%とすることが目標値として示された。昨年度の男性育児休業取得率は、35.1%であり、育児休業を取得しやすい職場環境づくりに向け、より具体的な方策が求められる。

育児休業取得率	令和元年度	令和2年度	令和3年度
女性職員	98.7%	96.5%	101.3%
男性職員	13.8%	34.6%	35.1%

※行政職職員等（消防職員等含む。教職員除く。）

任命権者においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に実施されている時差出勤や、試行実施されているテレワーク（在宅勤務）について、職員間のコミュニケーションの確保に留意しつつ、職員一人ひとりのライフステージ等に応じた働き方の支援として制度化を検討し、より良い職場環境の整備に努められたい。あわせて、先に述べた国の動向を注視しつつ、育児、介護、病気等と仕事の両立支援のため、フレックスタイムの導入やテレワーク（在宅勤務）の要件緩和等、多様で柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等について検討されたい。

(4) メンタルヘルス対策

職員の心身の健康を保持することは事業主の基本的な責務であり、積極的に心の健康の保持増進を図ることは、職員とその家族の健全な生活を守るためだけでなく、公務能率や組織活力を向上させ、市民に質の高い行政

サービスを提供するためにも、極めて重要な取組である。

本市においては、メンタルヘルス研修やストレスチェックなどの取組が進められているが、昨年度の長期病休者のうち、精神疾患による休職者は約6割（教職員については約7割）と依然として高い割合を占めている。また、昨年度に実施されたストレスチェックの受検率は82.1%であり、令和2年度を下回る結果となった。

本年3月総務省が発出した「地方公共団体におけるメンタルヘルス対策の取組みの推進等について」では、メンタルヘルス対策は重要課題であることを、組織全体の共通認識として、メンタルヘルス対策の基本方針や計画を策定するなど、全庁的に取り組む体制の構築が必要と述べられている。

任命権者においては、関係者が連携して、相談体制、人員配置上の配慮、ハラスメント対策、長時間労働の是正等の働き方改革による職場環境の整備など、メンタルヘルス不調者の予防・早期発見から再発防止までの総合的な対策を計画的に推進し、職員の心の健康保持に取り組まれない。所属長においては、ストレスチェックの集団分析結果を基に職場の実態を把握し、積極的にコミュニケーションをとるなど、日常的に職員同士が助け合えることができる職場環境作りに取り組まれない。

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

【委員長談話】

新型コロナウイルス感染症をめぐる今後の状況はいまだ不透明であり、市民の安全・安心を守るため、日々、真摯に職務に取り組んでいる職員に心から敬意を表します。

本日、堺市人事委員会は、議会及び市長に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

人事委員会による給与報告・勧告は、労働基本権の一部を制約されている職員に適正な処遇を確保することを目的として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準等を社会一般の情勢に適応させることを基本に行われるものです。

本市職員と市内民間従業員の本年4月分の給与等を比較した結果、月例給、特別給とも、職員給与は民間給与を下回っており、それぞれについて、引上げ改定することが必要と判断しました。

本年、本市においては、『堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画』を策定し、『職員がやりがいと成長を実感できる働き方の実現』と『挑戦する風土の中、職員がパフォーマンスを最大限発揮する組織の実現』に向けた新たな取組が開始されました。

職員におかれましては、同計画で示された高付加価値の市民サービスの提供に向け、意識改革や能力開発に努めるとともに、多様な人材が生き生きと活躍できる環境整備や柔軟な働き方に取り組むことで、自身のワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事に対する意欲を高め、自信と誇りをもって職務に精励されることを切に願います。

議会及び市長におかれましては、この人事委員会による勧告制度の意義、役割に深い理解を示され、報告・勧告に基づいて適切に対応されるよう要請いたします。

また、市民の皆様におかれましては、市民生活を支えるため日々職務に取り組んでいる職員が在ることについて、御理解いただきますようお願い申し上げます。

令和4年10月3日

堺市人事委員会

委員長 酒井 貴子

参 考 资 料

参考資料 目次

1 職員給与関係

令和4年堺市職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与月額等	2
第2表 給料表別、級別、号給別給料月額及び職員数	6
第3表 給料表別、年齢別職員数	32
第4表 扶養手当の支給状況	34
第5表 住居手当の支給状況	34
第6表 通勤手当の支給状況	35
第7表 再任用職員の級別人員	36

2 民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	37
第8表 産業別、企業規模別調査事業所数	38
第9表 職種別、学歴別初任給	39
第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	40
第11表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	49
第12表 民間における家族手当の支給状況	49
第13表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	49
第14表 民間における定年制の状況	50
第15表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	50
第16表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	50

3 その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

(1) 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査	51
第17表 民間企業従業員の平均所定内給与額	52
第18表 民間企業従業員の所定内給与額の分布状況	53
第19表 民間企業従業員の年齢区分別平均所定内給与額	53
(2) 生計費・労働経済指標	55
第20表 費目別、世帯人員別標準生計費	55
第21表 労働経済指標	56

1 職員給与関係

令和4年堺市職員給与実態調査の概要

本委員会が実施した本年の堺市職員給与実態調査の概要は次のとおりである。

○ 調査の目的と時期

令和4年4月1日現在における、本市に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

○ 調査の対象職員

調査期日において本市に在職する一般職の職員を対象とした。ただし第1表から第6表については、調査期日現在において、次に該当する職員は調査から除外した。

- ・任期付職員
- ・現業職員
- ・企業職員
- ・会計年度任用職員
- ・臨時的任用職員
- ・休職中の職員
- ・育児休業中の職員
- ・育児短時間勤務職員
- ・専従休職中の職員
- ・派遣されている職員
- ・再任用職員

○ 調査の内容

給料表適用職員数、給与額、勤続年数、年齢、学歴等について調査した。

○ 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事部人事課、労務課及び行政部総務サービス課並びに教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課及び教職員人事課の協力を得た。

第1表 給料表別平均給与月額等

その1 給料表別平均給与月額

区分 給料表	職員数	平均給与月額							
		給料	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	小計	住居手当	その他	合計
行政職給料表	3,579	322,496	9,117	9,117	34,133	374,863	6,739	71	381,673
医療職給料表	9	491,889	73,667	7,000	91,093	663,649	5,700	258,333	927,682
消防職給料表	993	306,237	5,109	14,362	32,571	358,279	7,034	30	365,343
保育職給料表	251	310,994	4,155	5,275	32,042	352,466	6,877	0	359,343
高等学校等 教育職給料表	156	357,171	4,464	9,000	37,063	407,698	6,880	8,542	423,120
小中学校等 教育職給料表	3,022	341,546	4,829	7,934	35,431	389,740	8,234	8,125	406,099
全給料表	8,010	328,173	6,829	9,196	34,484	378,682	7,345	3,558	389,585

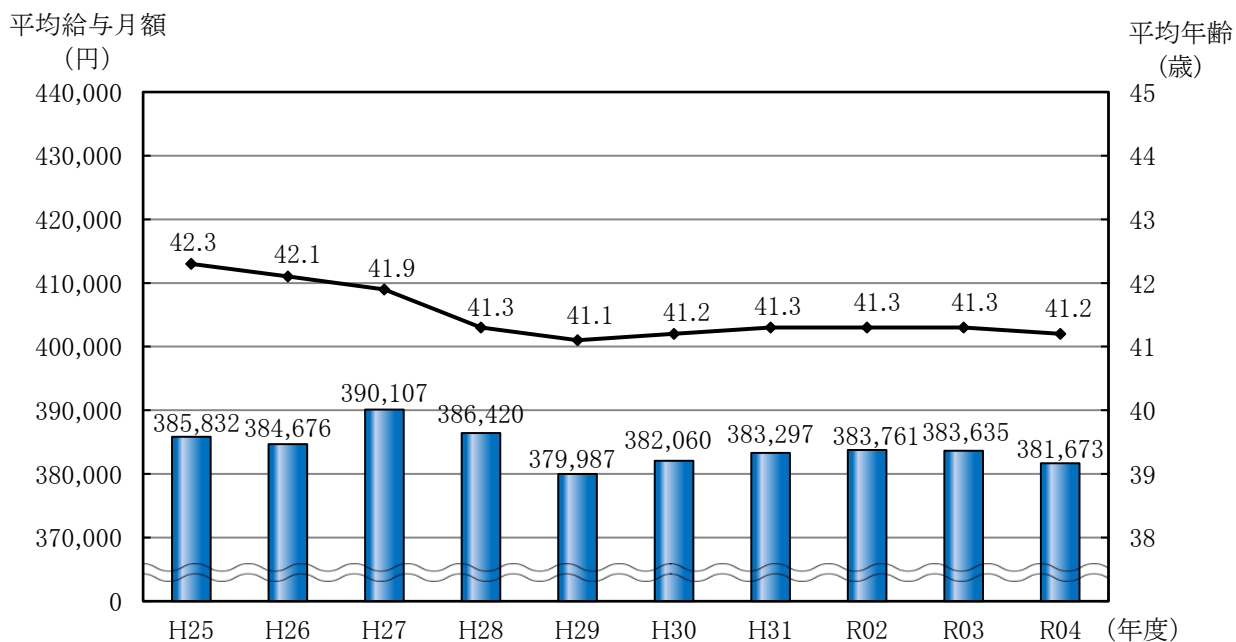
(注1) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「給与制度変更に伴う差額相当額」を含む。

(注2) その他は、「初任給調整手当」、「単身赴任手当」及び「義務教育等教員特別手当」である。

その2 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別、性別職員構成比

区分 給料表	平均 年齢	平均 勤続 年数	学歴別職員構成比				性別職員構成比	
			中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	41.2	16.3	0.5	19.2	3.3	76.9	58.8	41.2
医療職給料表	47.4	8.2	-	-	-	100.0	55.6	44.4
消防職給料表	37.5	14.7	0.4	45.3	1.7	52.6	96.6	3.4
保育職給料表	40.7	18.0	-	0.4	90.4	9.2	5.6	94.4
高等学校等 教育職給料表	39.4	10.4	-	1.3	5.1	93.6	50.6	49.4
小中学校等 教育職給料表	36.8	10.0	-	0.2	4.2	95.6	45.4	54.6
全給料表	39.0	13.6	0.3	14.3	6.2	79.2	56.6	43.4

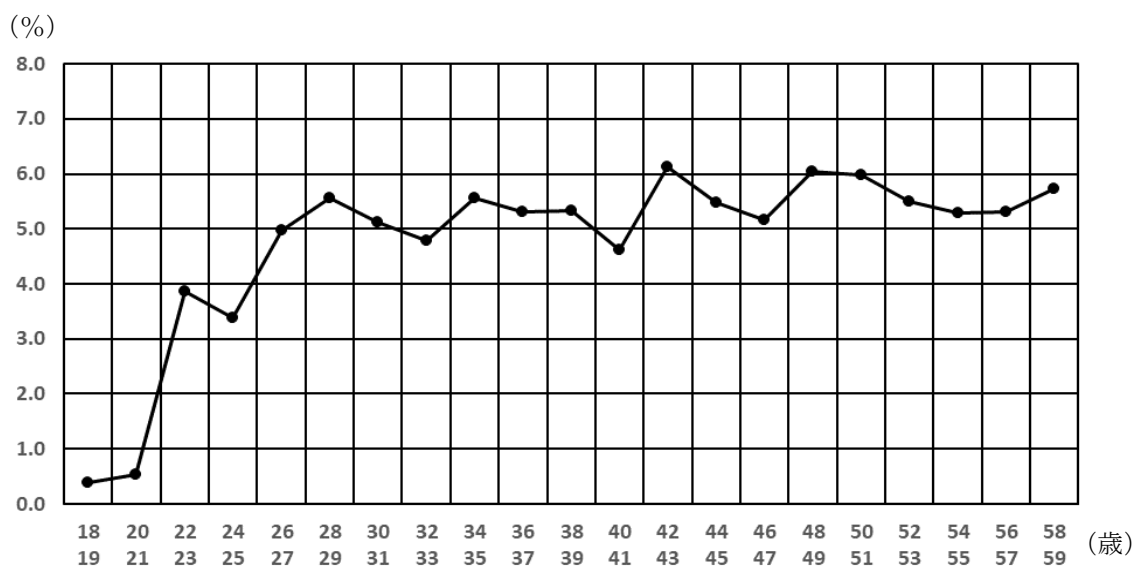
その3 平均給与月額及び平均年齢の推移 (行政職給料表適用職員)



(注1) 平成25年度、26年度は、給与減額措置が実施されていたが、平均給与月額は減額前のものである。

(注2) 各年4月時点

その4 職員の年齢階層別人員構成比 (行政職給料表適用職員)



その5 平均給与月額の内訳の推移
 (行政職給料表適用職員)

区分 年	職員数	平均給与月額							合計
		給料	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	小計	住居 手当	その他	
	人	円	円	円	円	円	円	円	円
令和3年	3,515	323,638	9,086	9,530	34,274	376,528	7,051	56	383,635
令和4年	3,579	322,496	9,117	9,117	34,133	374,863	6,739	71	381,673
令和4年 - 令和3年	64	△ 1,142	31	△ 413	△ 141	△ 1,665	△ 312	15	△ 1,962

(注) 各年4月時点

第2表 給料表別、級別、号給別給料月額及び職員数
行政職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	147,700		193,600	78	232,800	15	240,600	2	307,200	
2	148,700		195,400	1	234,600		242,500		309,300	
3	149,700		197,200		236,300		244,500		311,500	
4	150,700		199,000	3	238,200	1	246,500		313,600	1
5	151,600		200,500	45	240,100	14	248,400	5	315,800	
6	152,300		202,300	1	242,000		250,400		318,000	
7	153,000		204,100		243,700		252,400		320,200	
8	153,700		205,900	16	245,600	3	254,400	3	322,400	
9	154,400		207,700	58	247,500	12	256,300	1	324,400	1
10	155,100		209,500	1	249,200	1	258,400		326,600	
11	155,800		211,400	1	250,900		260,500		328,700	
12	156,500		213,200	17	252,600	8	262,500	3	330,900	6
13	157,200	9	214,900	61	254,400	4	264,600	5	333,100	4
14	157,900		216,700	1	256,000	1	266,700		335,100	
15	158,600		218,600	1	257,600		268,700		337,100	1
16	159,400	8	220,400	26	259,300	7	270,800	9	339,000	10
17	160,400		222,300	59	261,100	6	273,000	6	341,000	
18	161,900		224,100		263,000		275,000		342,900	1
19	163,400		225,800	1	264,700	1	277,100		344,900	
20	164,900	4	227,500	30	266,500	6	279,200	11	346,900	6
21	166,400	10	229,200	73	268,200	7	281,200	16	348,800	
22	168,900		230,900		270,100		283,400		350,600	8
23	171,500	1	232,700		272,000		285,400	1	352,400	
24	174,200	3	234,400	47	273,800	5	287,500	21	354,200	21
25	176,900	2	236,200	36	275,700	5	289,500	23	356,000	3
26	178,600		237,900	1	277,500		291,500		357,700	2
27	180,300		239,600	2	279,300	1	293,600		359,500	1
28	182,000	4	241,100	48	281,100	9	295,700	13	361,200	11
29	183,500	69	242,900	33	282,700	9	297,700	18	362,700	3
30	185,300	1	244,100	2	284,500		299,700	1	364,500	28
31	187,100		245,500	3	286,300		301,800		366,300	
32	188,900		246,900	31	288,000	12	303,900	19	368,000	4
33	190,600	4	248,200	26	289,800	5	306,000	23	369,700	1
34	192,100		249,600	3	291,600		308,100	2	371,500	9
35	193,600		250,900	2	293,300	2	310,100	1	373,300	2
36	195,100		252,300	32	295,100	18	312,200	11	375,100	4
37	196,300	10	253,600	38	296,800	12	314,200	15	376,700	3
38	197,600		255,100	5	298,600	8	316,200	1	378,500	14
39	198,900		256,700	1	300,400	4	318,300	5	380,300	4
40	200,200		258,200	30	302,200	11	320,300	30	382,100	9
41	201,600	7	259,500	29	303,800	5	322,300	20	383,600	7
42	202,900	1	260,900	2	305,500	11	324,300	2	385,200	5
43	204,300		262,300	4	307,200	3	326,100	4	386,800	
44	205,700		263,600	26	308,800	15	328,000	32	388,400	2
45	206,900	5	264,900	19	310,400	5	329,800	4	390,000	2
46	208,200		266,300	1	312,100	6	331,700	15	391,600	10
47	209,600		267,700	1	313,700	9	333,600	5	393,200	
48	210,900		269,100	19	315,400	14	335,400	21	394,800	6

6級		7級		8級	
給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
円	人	円	人	円	人
330,000		428,700		476,500	
332,700		431,600		479,600	
335,500		434,600	1	482,600	
338,200		437,500		485,600	2
341,000		440,500		488,700	
343,600		443,000		491,700	3
346,300		445,500		494,800	
349,000		447,900		497,900	
351,600		450,400		500,900	1
354,200		452,900		503,900	5
356,700		455,400	1	506,900	1
359,300		457,800	1	509,900	2
361,900		460,100		512,700	3
364,300		462,500	2	515,600	
366,800		465,000	1	518,600	
369,200		467,500	5	521,400	5
371,700		469,800	10	524,100	2
374,100		471,800	12	527,000	1
376,400		473,800	8	529,900	1
378,800		475,700	6	532,900	1
381,100		477,600	2	535,800	
383,400	2	479,600	14	538,100	
385,700	3	481,500	3	540,600	
388,000	1	483,500	4	543,100	
390,200	1	485,300	4	545,500	
392,400	3	487,300	6	547,800	
394,600	2	489,300	1	550,300	
396,800	3	491,300	1	552,800	
398,900		493,200		555,200	
401,000	4	494,800		556,900	
403,100		496,500		558,700	
405,100	1	498,200		560,500	1
407,200	9	499,800		562,200	
409,200		501,200			
411,100	1	502,600			
413,100	4	503,800			
415,000	4	504,900			
416,900	8	505,900			
418,800	1	506,800			
420,600	2	507,700			
422,400	1	508,500			
424,300	7	509,100			
426,000	3	509,600			
427,700	6	510,200			
429,300	11	510,600			
431,000	26				
432,500	3				
434,100	7				

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	212,100	6	270,100	20	317,100	6	337,300	4	396,200	1
50	213,200		271,300	2	318,800	10	339,000	13	397,500	1
51	214,300		272,500	1	320,500	7	340,700	3	398,800	1
52	215,400		273,800	18	322,200	15	342,400	21	400,100	5
53	216,600	5	274,900	10	323,800	5	344,000		401,400	3
54	217,700		276,100	2	325,500	2	345,700	3	402,400	6
55	218,800		277,400		327,200	3	347,300	6	403,300	10
56	219,900		278,700	9	328,800	7	349,000	12	404,300	3
57	220,900	4	279,800	9	330,300	7	350,600	4	405,100	8
58	222,000		280,800		331,900	11	352,200	18	406,100	4
59	223,100		281,900		333,600	3	353,900		407,000	5
60	224,100		283,000	2	335,300	9	355,500	8	407,900	7
61	225,200	2	284,200	3	336,900	6	357,100	4	408,800	6
62	226,300		285,100	1	338,600	4	358,800	12	409,500	10
63	227,400		286,100		340,300	5	360,400	5	410,200	17
64	228,500		287,100	4	342,000	12	362,200	15	410,800	23
65	229,300	2	287,900	3	343,600	11	363,900	5	411,500	9
66	230,400		288,800	2	345,100	1	365,500	14	412,100	15
67	231,500		289,600		346,500	5	367,200	3	412,700	8
68	232,600		290,500	4	348,000	6	368,900	9	413,300	19
69	233,700	3	291,300	2	349,500	4	370,500	8	413,900	11
70	234,500		292,100		351,000	6	372,000	3	414,200	14
71	235,300		292,900		352,500	9	373,500	1	414,500	9
72	236,100		293,700		353,900	2	375,000	9	414,900	21
73	236,900	1	294,300	1	355,400	8	376,500	9	415,300	13
74	237,600		294,800		356,600	2	377,700	4	415,500	9
75	238,300		295,200		357,700	3	378,800	3	415,800	5
76	239,000		295,700	2	358,900	3	380,000	4	416,100	5
77	239,800		295,900	4	360,100	16	381,000	3	416,400	
78	240,600		296,100		361,300	6	382,200	11	416,500	
79	241,400		296,500		362,400	5	383,400	3	416,600	
80	242,200		296,900	2	363,600	2	384,600	5	416,700	1
81	242,600		297,100		364,800	7	385,700	10	416,800	
82	243,300		297,300		365,700	20	386,500	5	416,900	
83	244,000		297,700		366,600	7	387,400	11	417,000	
84	244,700		298,100		367,500	13	388,300	8	417,100	1
85	245,500		298,300	3	368,200	7	389,100	6	417,200	14
86	246,200		298,600	2	369,000	17	389,900	6		
87	246,900		299,000		369,900	12	390,700	5		
88	247,600		299,400		370,800	15	391,600	13		
89	248,400		299,700		371,700	13	392,500	8		
90	248,900		300,100		372,300	14	393,000	7		
91	249,400		300,400		372,900	19	393,600	12		
92	249,900		300,800		373,500	29	394,100	27		
93	250,200	1	301,000	1	374,100	28	394,500	10		
94			301,200		374,600	3	395,100	5		
95			301,400		375,200	13	395,600	11		
96			301,800		375,800	10	396,200	15		
97			302,000	1	376,300	2	396,700	10		
98			302,300		376,600	1	397,100	24		
99			302,700		376,800	1	397,500	8		
100			303,100	1	377,000	2	397,800	11		

6級		7級		8級	
給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
円	人	円	人	円	人
435,500	12				
436,700	27				
438,000	4				
439,100	4				
440,200	20				
441,200	14				
442,100	12				
443,100	6				
444,100	18				
444,900	5				
445,800	4				
446,700	10				
447,600	13				
448,400	14				
449,200	10				
450,000	9				
450,900	7				
451,700	8				
452,200	2				
453,100	4				
453,700	1				
454,100	1				
454,500					
454,900	1				
455,200					
455,500					
455,900					
456,200					
456,600	2				

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
101		303,300	377,200	398,100 7	
102		303,500	377,500 1	398,400 4	
103		303,900 1	377,700	398,700 3	
104		304,300	378,000	399,000 4	
105		304,500	378,200	399,100	
106		304,900	378,400	399,300	
107		305,200	378,600	399,500	
108		305,600	378,800	399,600	
109		305,800	379,000	399,700	
110		306,000	379,200	399,800	
111		306,400	379,400	399,900	
112		306,700	379,600 1	400,000 1	
113		306,900	379,800 10	400,100 3	
114		307,300			
115		307,700			
116		308,100			
117		308,300			
118		308,500			
119		308,700			
120		309,000			
121		309,300			
122		309,600			
123		309,900			
124		310,200			
125		310,600 4			
職員数計	162人	1,028人	701人	804人	453人

6級		7級		8級	
給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
円	人	円	人	円	人
	321人		82人		28人
			職員数合計		3,579人

医療職給料表

職務 の級	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
号給	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	247,100		339,400		409,000	1	487,000		584,100	
2	249,600		342,500		411,900		489,300		587,200	
3	252,100		345,600		414,800		491,600		590,300	
4	254,600		348,700		417,700		493,900		593,400	
5	257,000		351,600		420,400		496,200		596,400	
6	260,800		354,900		423,200		498,400		598,800	
7	264,600		358,200		426,000		500,600		601,200	
8	268,400		361,500		428,800		502,800		603,600	
9	272,000		364,600		431,400		505,100		605,700	
10	276,000		367,800		434,100		507,200		607,100	
11	280,100		371,000		436,800		509,300		608,600	
12	284,100		374,200		439,500		511,400		610,000	
13	288,000		377,200		442,000		513,500		611,500	
14	292,000		380,900		444,500		515,600		612,500	
15	296,100		384,600		447,000		517,700		613,600	
16	300,100		388,300		449,500	1	519,800		614,600	
17	303,800		392,000		451,800		521,900		615,700	
18	307,400		394,800		454,200		523,900		616,600	
19	311,100		397,600		456,600		525,900		617,600	
20	314,700		400,400		459,000		527,900		618,500	
21	318,400		403,300		461,300		529,600		619,500	
22	322,400		405,900		463,700		531,500			
23	326,300		408,500		466,100		533,400			
24	330,200		411,100		468,500	1	535,300			
25	333,800	1	413,500		470,800		536,900			
26	336,900		415,800		473,100		538,700			
27	339,900		418,100		475,400		540,500			
28	342,900		420,400		477,700		542,300			
29	346,000		422,800		479,900		544,200			
30	348,700		424,900		482,200		545,900			
31	351,300		427,000		484,500		547,700			
32	353,900		429,100		486,800		549,500			
33	356,500		431,300		488,900		551,300			
34	359,100		433,300		491,000		553,100			
35	361,600		435,300		493,100		554,800			
36	364,100		437,300		495,200		556,600			
37	366,400		439,200		497,300		558,200			
38	368,700		441,200		499,100		559,800			
39	371,100		443,200		500,900		561,400	1		
40	373,500		445,200		502,700		562,900			
41	375,700		447,200		504,400		564,500			
42	377,300		449,000		506,200		565,900			
43	378,800		450,700		508,000		567,300			
44	380,300		452,500		509,800		568,700			
45	381,800		454,400		511,400		569,800			
46	383,300		456,200		513,200		570,800			
47	384,700		458,000		515,000		571,800			
48	386,200		459,800		516,700		572,800			

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	387,400		461,700		518,300		573,700			
50	388,500		463,500		519,600		574,500			
51	389,400		465,300		520,900		575,400			
52	390,400		467,100		522,100		576,300			
53	391,400		468,900		523,400		577,100			
54	392,300		470,100		524,700		578,000			
55	393,200		471,200		526,000		578,800			
56	394,000		472,400		527,200		579,700			
57	394,900		473,600		528,300	1	580,600			
58	395,900		474,600		529,100		581,500			
59	396,800		475,600		530,000		582,400			
60	397,600		476,600		530,800		583,200			
61	398,500		477,500		531,600		584,100			
62	399,100		478,000		532,500		585,000			
63	399,500		478,700		533,400		585,900			
64	400,000		479,400		534,200		586,800			
65	400,300		480,100		535,100		587,700			
66			480,800		536,000					
67			481,500		536,700					
68			482,200		537,500					
69			482,600		538,300					
70			483,300		539,000					
71			484,000		539,900					
72			484,700		540,700					
73			485,100		541,300					
74			485,700		542,100					
75			486,400		543,000					
76			486,900		543,600					
77			487,300		544,100					
78			487,900		545,000					
79			488,400		545,700	1				
80			489,000		546,500					
81			489,700		547,500					
82			490,200		548,000					
83			490,700		548,900	1				
84			491,300		549,800					
85			491,700		550,200					
86			492,200		551,100					
87			492,800		552,000					
88			493,300		552,900	1				
89			493,700		553,700					
90			494,200							
91			494,700							
92			495,300							
93			495,800							
94			496,300							
95			496,900							
96			497,500							
97			498,000							
職員数計		1人		0人		7人		1人		0人
								職員数合計		9人

消防職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	147,700		181,400		211,000		256,300		307,700	
2	148,800		183,200		213,000		258,300		309,900	
3	149,900		185,000		215,000		260,300		312,100	
4	151,300		186,800		217,000		262,300		314,300	
5	152,500		188,700		219,100		264,100		316,400	
6	153,800		191,000		221,100		266,000		318,600	
7	155,000		193,300		223,100		267,800		320,800	
8	156,500		195,600	11	225,100		269,700	1	322,900	
9	157,900		197,800		227,100		271,600		325,100	
10	159,500		200,400		228,900		273,500		327,200	
11	160,700		202,900		230,700		275,300		329,400	
12	162,200		205,400	8	232,500	1	277,100		331,600	
13	163,000	5	207,700		234,300		279,200		333,700	
14	164,700		209,500	1	236,200		281,200		335,900	
15	166,400		211,300		238,100		282,900		338,000	
16	168,100	9	213,100	18	240,000	4	284,900	2	340,200	
17	169,600		215,100		241,700		287,000		342,300	
18	171,500		217,000	3	243,500		288,900		344,500	
19	173,300		218,900		245,300		290,700		346,700	
20	175,200	2	220,800	13	247,100	2	292,600	1	348,900	
21	177,000	2	222,700		248,600		294,600		351,100	
22	178,700		224,500	6	250,000	1	296,300	2	353,000	
23	180,400		226,300		251,300		298,100		355,000	
24	182,100	4	228,100	21	252,700	8	300,000	6	356,900	
25	184,000	3	230,000		254,100		301,700	1	358,900	
26	186,100	1	231,700	13	255,700	3	303,700	2	360,900	2
27	188,200		233,400		257,200		305,700		362,800	
28	190,300	9	235,100	17	258,500	6	307,700	3	364,800	2
29	192,500	9	236,900		259,800		309,600		366,700	
30	194,900	5	238,700	5	261,000	1	311,700	5	368,500	
31	197,300		240,500		262,400		313,800		370,200	
32	199,700	11	242,300	29	263,600	3	315,800	1	372,000	5
33	202,100	1	244,000		264,900		317,900		373,700	
34	203,900	3	245,500	14	266,300	7	319,900	2	375,400	
35	205,800		246,900		267,500		322,000	1	377,200	
36	207,600	1	248,400	25	268,800	9	324,100	11	379,000	
37	209,400		250,000		270,100		326,200	1	380,700	
38	211,200	3	251,400	15	271,400	10	328,300	2	382,400	
39	213,000		252,700	1	272,700		330,400	1	384,100	
40	214,800		253,900	13	273,900	12	332,400	12	385,800	
41	216,700		255,200		275,300		334,500	3	387,600	6
42	218,500	1	256,500	13	276,800	12	336,300	3	389,400	
43	220,300		257,800		278,300		338,200	2	391,100	2
44	222,100		259,000	9	279,600	20	340,100	12	392,900	
45	223,800		260,500		280,900		341,700		394,600	
46	225,500	2	261,800	18	282,500	9	343,600	3	396,400	2
47	227,200		263,100		284,200		345,500	1	398,100	
48	228,900		264,400	14	285,700	8	347,400	4	399,800	
49	230,700		265,500		287,400		349,300		401,500	1
50	232,500	2	266,800	6	289,100	9	351,000		403,100	7
51	234,400		268,100		290,800		352,600		404,700	
52	236,200		269,400	10	292,500	14	354,300	5	406,300	2

6級		7級		8級	
給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
円	人	円	人	円	人
330,000		428,700		476,500	
332,700		431,600		479,600	
335,500		434,600		482,600	
338,200		437,500		485,600	
341,000		440,500		488,700	
343,600		443,000		491,700	
346,300		445,500		494,800	
349,000		447,900		497,900	
351,600		450,400		500,900	
354,200		452,900		503,900	
356,700		455,400		506,900	
359,300		457,800		509,900	
361,900		460,100		512,700	1
364,300		462,500		515,600	
366,800		465,000		518,600	
369,200		467,500		521,400	
371,700		469,800		524,100	
374,100		471,800	2	527,000	
376,400		473,800		529,900	1
378,800		475,700	3	532,900	
381,100		477,600		535,800	
383,400		479,600		538,100	
385,700		481,500		540,600	
388,000		483,500		543,100	
390,200		485,300	1	545,500	
392,400		487,300		547,800	
394,600		489,300		550,300	
396,800		491,300		552,800	
398,900		493,200		555,200	
401,000		494,800		556,900	
403,100		496,500		558,700	
405,100		498,200		560,500	
407,200		499,800		562,200	
409,200		501,200			
411,100		502,600			
413,100		503,800			
415,000		504,900			
416,900	1	505,900			
418,800		506,800			
420,600		507,700			
422,400		508,500			
424,300	1	509,100			
426,000		509,600			
427,700	1	510,200			
429,300		510,600			
431,000	4				
432,500					
434,100	1				
435,500					
436,700					
438,000	1				
439,100					

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	237,600		270,700		294,200		356,000	1	407,800	
54	239,000	1	272,200	11	296,000	8	357,600	1	409,400	4
55	240,400		273,600		297,700		359,300	1	410,900	3
56	241,700		275,000	3	299,500	15	361,000	3	412,500	
57	243,100		276,400		301,100		362,500		414,100	3
58	244,300	1	278,100	4	302,800	3	364,200		415,300	
59	245,400		279,700		304,600		365,900		416,600	1
60	246,400		281,200	1	306,400	17	367,500	4	417,800	2
61	247,400		282,700		307,900		369,200		419,000	2
62	248,800		284,200	5	309,600	6	370,900	2	420,000	3
63	250,300		285,800		311,400		372,600	1	421,000	3
64	251,600		287,400	2	313,200	8	374,300	3	421,900	1
65	253,100		289,000		314,600		375,900		422,900	1
66	254,500		290,400	2	316,300	5	377,600		423,900	3
67	255,900		291,900		317,900		379,300		424,900	6
68	257,200		293,400	5	319,500	3	380,900	2	425,800	1
69	258,700		295,000		321,000		382,500	1	426,800	3
70	259,900		296,500	1	322,400	2	384,000	4	427,400	5
71	261,100		298,100		323,800		385,500	2	428,100	1
72	262,200		299,700	1	325,300	4	387,000		428,800	1
73	263,500		300,900		326,500		388,300	1	429,400	4
74	264,900		302,400	2	328,100	1	389,500	2	430,000	3
75	266,200		303,900		329,800		390,700	3	430,700	1
76	267,400		305,400		331,500	9	391,900	5	431,300	4
77	268,800		306,600		333,200		393,100		432,000	4
78	270,200		308,000		334,900		394,300		432,500	2
79	271,500		309,400		336,600		395,500	1	433,000	
80	272,800		310,900		338,100	1	396,700		433,500	
81	273,700		312,100		339,800		397,800		434,000	1
82	275,100		313,500	1	341,500	1	398,700	3	434,400	
83	276,500		314,800		342,900		399,500	1	434,800	
84	277,900		316,200		344,600	2	400,400		435,200	
85	279,400		317,400		346,200		401,100		435,500	
86	280,800		318,600		347,700		402,000		435,800	
87	282,200		320,000		349,300		402,900	1	435,900	
88	283,500		321,400		351,000	1	403,800	1	436,100	
89	284,700		322,800		352,400	1	404,700		436,300	
90	285,900		324,300		353,800		405,200	1	436,500	
91	287,100		325,600		355,300		405,800	3	436,800	
92	288,200		327,100	1	356,800	7	406,400	1	437,000	
93	289,400		328,300		358,300		406,800	2	437,200	
94	290,700		329,600		359,800		407,400	3		
95	292,000		330,900		361,200		407,900	1		
96	293,300		332,000		362,600	4	408,500			
97	294,500		333,500		363,900		409,100	5		
98	295,700		334,900		365,200	3	409,500	1		
99	296,900		336,300		366,400		409,900	1		
100	298,100		337,700		367,500		410,200	2		
101	299,300		338,900		368,700		410,500	2		
102	300,500		339,900		369,900	1	410,900			
103	301,600		341,200		371,200		411,300	1		
104	302,800		342,500		372,300		411,700			

6級		7級		8級	
給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
円	人	円	人	円	人
440,200	2				
441,200					
442,100					
443,100	2				
444,100	6				
444,900	2				
445,800	4				
446,700	2				
447,600	3				
448,400	1				
449,200	3				
450,000	1				
450,900	2				
451,700	3				
452,200	1				
453,100	2				
453,700	3				
454,100	1				
454,500	1				
454,900	3				
455,200	3				
455,500	3				
455,900	5				
456,200	2				
456,600	1				

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	303,800		343,600		373,600		411,900			
106	305,000		344,600		374,000	3	412,200			
107	306,200		345,700		374,600		412,500			
108	307,500		346,800		375,300		412,800			
109	308,500		347,900		376,000		413,100			
110	309,700		348,900		376,500	4	413,300			
111	310,800		349,800		377,100		413,600			
112	312,000		350,700		377,700	1	413,900			
113	313,100		351,700		378,200		414,200			
114	314,100		352,700		378,700	1	414,500			
115	315,100		353,700		379,300		414,700			
116	316,200		354,700		379,900	2	415,000			
117	317,100		355,700		380,300		415,100			
118	317,800		356,200		380,900	1	415,400			
119	318,500		356,800		381,400	1	415,700			
120	319,200		357,400		382,000		415,900			
121	319,800		357,800		382,200		416,200			
122	320,500		358,300		382,800	1	416,500			
123	321,200		358,700		383,500		416,800			
124	321,800		359,200		384,100	1	417,100			
125	322,700		359,600		384,600		417,400			
126	323,400		360,000		385,000	3				
127	324,200		360,400		385,500					
128	325,000		360,900		386,000					
129	325,600		361,400		386,300					
130	326,400		361,900		386,700	2				
131	327,100		362,400		387,200					
132	327,900		362,900		387,700	3				
133	328,500		363,400		387,900	1				
134	328,800		363,900		388,400	12				
135	329,300		364,300		388,900					
136	329,800		364,700		389,300	1				
137	330,100		364,900		389,600					
138			365,400		390,100					
139			365,900		390,600					
140			366,400		391,100	1				
141			366,700		391,400					
142			367,200							
143			367,700							
144			368,100							
145			368,400							
職員数計		75人		322人		279人		153人		91人

6級		7級		8級	
給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
円	人	円	人	円	人
	65人		6人		2人
		職員数合計			993人

保育職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	153,300		207,600		240,600		307,200		330,000	
2	154,500		209,700		242,500		309,300		332,700	
3	155,700		211,800		244,500		311,500		335,500	
4	156,900		213,900		246,500		313,600		338,200	
5	158,100		216,000		248,400		315,800		341,000	
6	159,400		218,100		250,400		318,000		343,600	
7	160,700		220,200		252,400		320,200		346,300	
8	162,100		222,300		254,400		322,400		349,000	
9	163,500		224,500		256,300		324,400		351,600	
10	165,000		226,400		258,400		326,600		354,200	
11	166,500		228,200		260,500		328,700		356,700	
12	168,100		230,200		262,500		330,900		359,300	
13	169,700		232,200		264,600		333,100		361,900	
14	171,400		234,200		266,700		335,100		364,300	
15	173,100		236,000		268,700		337,100		366,800	
16	174,900		238,000		270,800		339,000		369,200	
17	176,700		240,000		273,000		341,000		371,700	
18	178,600		241,900		275,000		342,900		374,100	
19	180,500		243,800		277,100		344,900		376,400	
20	182,500	5	245,700		279,200		346,900		378,800	
21	184,500		247,700		281,200		348,800		381,100	
22	186,600		249,500		283,400		350,600		383,400	
23	188,700		251,300		285,400		352,400		385,700	
24	190,800	4	253,200		287,500		354,200		388,000	
25	192,900	3	255,100		289,500		356,000		390,200	
26	195,000		257,200		291,500		357,700		392,400	
27	197,100		259,100		293,600		359,500		394,600	
28	199,200	10	261,100		295,700		361,200		396,800	
29	201,200		263,000		297,700		362,700		398,900	
30	203,300		265,100		299,700		364,500		401,000	
31	205,400		267,200		301,800		366,300		403,100	
32	207,500	9	269,200		303,900		368,000		405,100	
33	209,600		271,400		306,000		369,700		407,200	
34	211,700		273,500		308,100		371,500		409,200	
35	213,800		275,600		310,100		373,300	1	411,100	
36	215,900	9	277,700		312,200		375,100		413,100	
37	218,200		279,700		314,200		376,700		415,000	
38	220,300		281,700		316,200		378,500		416,900	
39	222,400		283,700		318,300		380,300		418,800	
40	224,500	12	285,600	1	320,300		382,100		420,600	
41	226,600		287,600		322,300		383,600		422,400	
42	228,600		289,600		324,300		385,200	1	424,300	
43	230,500		291,500		326,100		386,800		426,000	
44	232,600	7	293,500		328,000		388,400		427,700	
45	234,800		295,500		329,800		390,000		429,300	
46	236,700		297,500		331,700		391,600		431,000	2
47	237,800		299,500	1	333,600		393,200		432,500	
48	240,500	12	301,400		335,400		394,800	1	434,100	

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	242,800	1	303,200	1	337,300		396,200		435,500	2
50	244,700		305,000		339,000		397,500	1	436,700	3
51	246,800		306,800		340,700		398,800		438,000	1
52	248,500	7	308,400		342,400	1	400,100		439,100	1
53	250,800	1	310,000		344,000		401,400		440,200	2
54	252,700	3	311,600		345,700		402,400		441,200	1
55	254,600		313,100		347,300		403,300	2	442,100	
56	256,400	3	314,600	1	349,000		404,300	1	443,100	2
57	258,600	5	316,100	1	350,600		405,100		444,100	1
58	260,400		317,500		352,200		406,100		444,900	
59	262,400		318,900		353,900		407,000	1	445,800	
60	264,200	2	320,300		355,500		407,900	1	446,700	
61	266,000		321,500	2	357,100		408,800		447,600	
62	267,800	1	322,900		358,800		409,500	3	448,400	
63	269,500	3	324,300		360,400	2	410,200		449,200	
64	271,000	1	325,600		362,200		410,800	3	450,000	
65	272,700		326,900	2	363,900	2	411,500		450,900	
66	274,300		328,200		365,500	1	412,100		451,700	
67	276,000		329,500		367,200	3	412,700	2	452,200	
68	277,600	1	330,800		368,900		413,300		453,100	
69	279,200		332,000	1	370,500		413,900	2	453,700	
70	280,700		333,200	2	372,000	1	414,200		454,100	
71	282,200		334,300	1	373,500	2	414,500	1	454,500	
72	283,500	1	335,600		375,000	1	414,900	1	454,900	
73	284,800		336,600	1	376,500	4	415,300		455,200	
74	286,100		337,700	1	377,700	1	415,500		455,500	
75	287,400		338,700	4	378,800		415,800		455,900	
76	288,600		339,800	2	380,000		416,100		456,200	
77	289,700		340,900	2	381,000	2	416,400		456,600	
78	290,800		341,800		382,200	1	416,500			
79	291,900		342,700	1	383,400		416,600			
80	292,900	1	343,600		384,600		416,700			
81	293,900		344,300	2	385,700	3	416,800			
82	294,700	1	345,000	2	386,500		416,900			
83	295,600		345,600		387,400	1	417,000			
84	296,400		346,300	3	388,300		417,100			
85	297,100		347,000	6	389,100		417,200			
86	297,600		347,600	4	389,900					
87	298,200	1	348,000	5	390,700					
88	298,900		348,500	2	391,600	1				
89	299,400		349,000	5	392,500					
90	299,900		349,500	4	393,000					
91	300,400		349,800	4	393,600					
92	300,900		350,300	4	394,100					
93	301,200		350,700	1	394,500					
94	301,700		351,200	2	395,100					
95	302,100		351,700	2	395,600					
96	302,600		352,200	3	396,200					

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
97	302,900		352,600	2	396,700					
98	303,400		353,100	6	397,100	1				
99	303,900		353,600		397,500					
100	304,400		354,100		397,800					
101	304,800		354,400	2	398,100					
102	305,000		354,700		398,400					
103	305,400		355,000		398,700					
104	305,800		355,400	1	399,000					
105	306,100		355,700		399,100					
106	306,400		355,900		399,300					
107	306,500		356,100		399,500					
108	306,800		356,400		399,600					
109	307,100		356,700		399,700					
110	307,400		357,000		399,800					
111	307,700		357,200		399,900					
112	307,800		357,500		400,000					
113	308,100		357,700		400,100					
114	308,300		358,000							
115	308,500		358,300							
116	308,700		358,600							
117	308,800		358,800							
118	308,900		359,100							
119	309,100		359,300							
120	309,300		359,600							
121	309,500		359,900	1						
122	309,600									
123	309,800									
124	310,000									
125	310,100									
126	310,300									
127	310,500									
128	310,700									
129	310,800									
130	311,000									
131	311,200									
132	311,400									
133	311,500									
134	311,600									
135	311,900									
136	312,100									
137	312,200									
138	312,400									
139	312,600									
140	312,800									
141	312,900									
142	313,100									
143	313,300									
144	313,500									

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
145	313,600									
146	313,700									
147	313,900									
148	314,100									
149	314,300									
150	314,500									
151	314,700									
152	314,800									
153	315,000									
職員数計	103人		85人		27人		21人		15人	
							職員数合計		251人	

高等学校等教育職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	152,900		185,700		274,000		410,800		482,600	
2	154,400		188,500		276,800		412,600		484,100	
3	155,900		191,200		279,500		414,200		485,600	
4	157,400		193,900		282,400		415,700		487,100	
5	158,900		196,800		285,100		417,000		488,600	2
6	160,800		198,500		287,900		418,500		489,400	
7	162,600		200,100		290,700		420,000		490,200	
8	164,400		201,800		293,500		421,500		491,000	
9	166,000		203,600	2	296,000		422,900		491,800	2
10	168,100		205,300		298,800		424,400		492,600	
11	170,100		207,000		301,600		425,900		493,400	
12	172,100		208,700	2	304,400		427,400		494,200	
13	174,100		210,400		307,000		428,800		494,800	
14	176,300		212,700		310,000		430,400		495,600	
15	178,500		214,900	1	312,800		432,000		496,400	
16	180,700		217,100	4	315,600		433,600		497,200	
17	183,000		219,000		318,500		435,100		498,100	
18	185,600		221,500		321,300		436,700		498,900	
19	188,100		223,900		324,100		438,300		499,500	
20	190,600		226,300	5	326,900		439,900		500,100	
21	193,100		228,600		329,700		441,500		500,700	
22	194,800		231,500		332,200		443,100		501,300	
23	196,500		234,700		334,700		444,700		501,900	
24	198,200		237,600	2	337,200		446,300	1	502,500	
25	199,700		240,900		339,600		447,700		503,100	
26	201,400		243,700	2	342,000		449,000		503,700	
27	203,100		246,700		344,400		450,300	1	504,300	
28	204,800		249,500	5	346,700		451,600		504,900	
29	206,200		252,400		348,900		453,000		505,500	
30	208,200		255,100		351,200	1	454,200			
31	210,200		258,100	3	353,500		455,300			
32	212,200		261,000	4	355,800		456,500			
33	214,000		263,900	1	358,000		457,700			
34	216,200		266,600	3	360,300		458,900	1		
35	218,400		269,300	1	362,600		460,400			
36	220,700		271,900	3	364,900		461,900			
37	222,700		274,600		367,000		463,300			
38	224,800		277,300	2	369,300		464,800	2		
39	227,100		280,000		371,600		466,300			
40	229,100		282,700	2	373,800		467,800			
41	231,300		285,100	1	376,000		469,200			
42	233,000		287,800	2	378,300		470,100			
43	234,900		290,500	1	380,500		471,000			
44	236,600		293,200	1	382,700	1	471,900	1		
45	238,400		295,700	2	384,700		472,400			
46	240,100		298,500	2	386,900		473,300			
47	241,800		301,200	3	389,000		474,200			
48	243,600		303,800	6	391,200		474,900			

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	245,300		306,200	3	393,200		475,300			
50	247,000		309,000		395,300	1	475,800			
51	248,600		311,800	1	397,300		476,300			
52	250,300		314,500	2	399,300		476,800			
53	251,800		317,100	1	401,300		477,100			
54	253,500		319,700	1	403,200		477,700			
55	255,100		322,300		404,900		478,100			
56	256,800		324,900	2	406,700		478,500			
57	258,000		327,300		408,100		478,800			
58	259,600		329,700		409,500		479,200			
59	261,200		332,100	1	410,800		479,600			
60	262,800		334,500	1	412,100		480,000			
61	264,300		336,700		413,500		480,400			
62	265,900		339,000		414,800					
63	267,500		341,300	1	416,200					
64	269,000		343,600	3	417,600					
65	270,500		345,800	1	419,000					
66	272,200		348,100	2	420,400					
67	273,900		350,400	1	421,800					
68	275,600		352,700	1	423,200					
69	277,000		354,800	2	424,600					
70	278,500		357,200		426,000					
71	280,000		359,500		427,400	1				
72	281,500		361,800	1	428,800					
73	282,700		363,900	1	430,000					
74	284,100		366,200		431,400					
75	285,500		368,400	1	432,800					
76	286,900		370,600	1	434,200					
77	288,000		372,500	2	435,300					
78	289,200		374,700	1	436,400	2				
79	290,400		376,800	2	437,600					
80	291,600		379,000	1	438,800					
81	292,700		381,100	1	439,800					
82	293,900		383,100	3	440,500					
83	295,100		385,000	1	441,200	1				
84	296,300		386,800	1	441,900					
85	297,400		388,800	1	442,400					
86	298,600		390,500		443,100	1				
87	299,800		392,000		443,800					
88	301,000		393,600	1	444,600	1				
89	301,900		394,700	1	445,100					
90	303,100		396,100	2	445,700					
91	304,300		397,400		446,200					
92	305,500		398,700	2	446,800					
93	306,100		400,100		447,300					
94	307,300		401,300	1	447,500					
95	308,500		402,600		447,700					
96	309,700		403,900		447,900					

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
97	310,700		405,400	1	448,100					
98	311,800		406,700		448,300	1				
99	312,900		408,000	2	448,400					
100	314,000		409,300		448,600					
101	314,700		410,500	1	448,800					
102	315,800		411,600		449,000					
103	316,800		412,700	1	449,200					
104	317,800		413,800		449,400					
105	318,400		414,700	1	449,500					
106	319,200		415,800		449,700					
107	320,000		416,900		449,900					
108	320,800		418,000		450,100					
109	321,300		418,700		450,300					
110	321,800		419,500							
111	322,400		420,400							
112	323,000		421,300	1						
113	323,600		422,000							
114	324,100		422,500	1						
115	324,600		422,800							
116	325,100		423,100	1						
117	325,500		423,300							
118	326,000		423,700							
119	326,500		424,100	1						
120	327,000		424,500							
121	327,500		424,800	1						
122	328,000		425,000							
123	328,400		425,200	1						
124	328,800		425,500	1						
125	329,300		425,700							
126	329,700		425,900							
127	330,000		426,100							
128	330,300		426,300							
129	330,500		426,500							
130	330,700		426,700	1						
131	330,900		426,800	2						
132	331,100		427,000	2						
133	331,300		427,200							
134	331,500		427,400	2						
135	331,700		427,600	3						
136	331,900		427,800	1						
137	332,100		427,900	2						
138	332,300		428,100	1						
139	332,500		428,300	2						
140	332,700		428,500							
141	332,900		428,700							
142	333,100		428,900							
143	333,200		429,100							
144	333,400		429,300							

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
145	333,600		429,500							
146	333,800		429,700							
147	334,000		429,900							
148	334,200		430,100							
149	334,400		430,300							
150	334,600									
151	334,800									
152	335,000									
153	335,100									
154	335,300									
155	335,500									
156	335,700									
157	335,900									
158	336,100									
159	336,300									
160	336,500									
161	336,700									
162	336,900									
163	337,100									
164	337,300									
165	337,500									
166	337,700									
167	337,900									
168	338,100									
169	338,300									
職員数計	0人		136人		10人		6人		4人	
							職員数合計		156人	

小中学校等教育職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	152,900		168,300		274,000		391,500	9	448,100	9
2	154,400		170,400		276,800		393,300		449,100	
3	155,900		172,500		279,500		395,100	1	450,100	3
4	157,400		174,700		282,400		396,800		451,300	2
5	158,900		176,700		285,100		398,400	12	452,200	10
6	160,800		178,900		287,900		400,200		453,100	
7	162,600		181,200		290,700		402,000	1	453,900	3
8	164,400		183,400		293,500		403,900		454,800	3
9	166,000		185,700		296,000		405,500	5	455,900	2
10	168,100		188,500		298,800		407,200	1	456,700	1
11	170,100		191,200		301,600		408,800		457,500	3
12	172,100		193,900		304,400		410,400	5	458,500	2
13	174,100		196,800		307,000		411,800	10	459,200	6
14	176,300		198,500		310,000		413,100	1	459,900	4
15	178,500		200,100		312,800		414,300	1	460,600	2
16	180,700		201,800		315,600	1	415,500	3	461,200	2
17	183,000		203,600	42	318,500		417,100	8	461,600	4
18	185,600		205,300		321,300		418,300	1	462,300	5
19	188,100		207,000	7	324,100		419,600	3	463,000	4
20	190,600		208,700	36	326,900	1	420,900	5	463,700	5
21	193,100		210,400	11	329,700	1	421,800	5	464,200	2
22	194,800		212,700	4	332,200		423,200	4	464,900	2
23	196,500		214,900	5	334,700		424,600	3	465,600	2
24	198,200		217,100	53	337,200	4	426,000		466,300	
25	199,700		219,000	8	339,600		427,000		466,800	1
26	201,300		221,400	13	342,000	3	428,200	1	467,500	1
27	202,900		223,900	3	344,400	2	429,400	9	468,200	
28	204,500		226,300	58	346,700	4	430,600	2	468,900	
29	206,100		228,600	10	348,900		431,300	4	469,400	1
30	208,200		231,500	11	351,100	3	432,500		470,100	1
31	210,200		234,700	6	353,300	1	433,700	3	470,800	1
32	212,200		237,600	83	355,500	5	434,900	2	471,500	
33	213,900		240,900	9	357,600	2	435,800	3	472,100	
34	216,000		243,700	21	359,600	1	436,400	1	472,800	
35	218,100		246,700	6	361,500	1	437,000	1	473,500	
36	220,200		249,500	69	363,500	3	437,600		474,200	
37	222,200		252,400	4	365,600	4	438,200	4	474,700	
38	224,300		255,100	27	367,400	1	438,800	3		
39	226,400		258,100	4	369,100	6	439,500	4		
40	228,200		261,000	91	370,900	7	440,100	3		
41	230,300		263,900	3	372,700	3	440,400	4		
42	232,000		266,500	25	374,400	3	440,900	1		
43	233,900		269,200	5	376,000	1	441,400			
44	235,600		271,900	114	377,700	4	441,900	3		
45	237,400		274,600	7	379,300	2	442,200			
46	239,200		277,300	29	381,000	5	442,500			
47	240,900		280,000	9	382,600	1	442,800			
48	242,700		282,700	84	384,300	3	443,100			

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	244,300		285,100	8	385,900	2	443,400			
50	246,000		287,800	40	387,400	3	443,700			
51	247,700		290,500	14	388,800	3	444,000			
52	249,400		293,200	82	390,300	1	444,300			
53	250,800		295,700	14	391,900	5	444,500	2		
54	252,500		298,500	35	393,300	2	444,800			
55	254,100		301,200	17	394,500	1	445,100			
56	255,800		303,800	93	395,900	4	445,400	2		
57	257,100		306,200	17	397,000	3	445,600			
58	258,600		309,000	36	398,100		445,900	1		
59	260,000		311,800	14	399,300	1	446,200	1		
60	261,500		314,500	79	400,500	4	446,500			
61	263,000		317,100	13	401,500		446,800			
62	264,500		319,700	33	402,600	4	447,000	1		
63	266,000		322,300	18	403,700	2	447,200			
64	267,400		324,900	85	404,800		447,400			
65	268,700		327,300	16	405,800	1	447,600			
66	270,300		329,700	30	407,000	1	447,800			
67	271,900		332,100	13	408,200	1	448,000			
68	273,500		334,500	62	409,400	4	448,200			
69	275,100		336,800	19	410,400	2	448,400			
70	276,600		339,000	34	411,500	4	448,600			
71	278,100		341,200	18	412,600	4	448,800			
72	279,600		343,400	37	413,700		449,000			
73	280,700		345,800	28	414,500	3	449,200			
74	282,000		348,100	25	415,500	4				
75	283,300		350,400	20	416,500	3				
76	284,600		352,700	25	417,500	3				
77	285,800		354,600	28	418,300	2				
78	287,000		356,500	26	419,100	2				
79	288,200		358,300	20	419,900	2				
80	289,400		360,200	28	420,700	2				
81	290,500		362,000	34	421,400					
82	291,700		363,800	23	422,100	1				
83	292,900		365,500	21	422,700					
84	294,100		367,300	22	423,400					
85	294,900		368,800	21	423,900	1				
86	295,900		370,500	27	424,300	2				
87	296,900		372,100	20	424,700					
88	297,900		373,800	20	425,100	1				
89	298,600		375,500	25	425,500					
90	299,500		376,900	21	425,800	4				
91	300,400		378,200	23	426,100	1				
92	301,300		379,600	25	426,400	1				
93	301,700		381,200	17	426,800	2				
94	302,500		382,500	18	427,100	1				
95	303,300		383,700	22	427,400	1				
96	304,100		385,000	19	427,700					

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
97	305,000		386,000	32	427,900	4				
98	305,800		386,800	22	428,100	1				
99	306,600		387,700	24	428,300					
100	307,400		388,600	9	428,500	1				
101	308,200		389,700	11	428,600	2				
102	308,700		390,700	17	428,800					
103	309,000		391,700	13	429,000					
104	309,400		392,700	13	429,200					
105	309,600		393,600	12	429,300					
106	309,800		394,600	7	429,500					
107	310,100		395,500	15	429,700	1				
108	310,300		396,500	7	429,900					
109	310,500		397,300	9	430,100					
110	310,800		398,300	9	430,300					
111	311,000		399,300	8	430,500					
112	311,300		400,300	6	430,700					
113	311,500		400,900	7	430,900					
114	311,800		401,800	7						
115	312,100		402,700	8						
116	312,400		403,600	7						
117	312,600		404,300	8						
118	312,900		405,100	12						
119	313,200		405,900	5						
120	313,400		406,700	4						
121	313,600		407,500	8						
122	313,800		408,300	5						
123	314,000		409,000	3						
124	314,200		409,800	7						
125	314,400		410,100	5						
126	314,600		410,500	3						
127	314,800		411,100	3						
128	315,000		411,400	3						
129	315,200		411,900	4						
130	315,400		412,300	3						
131	315,600		412,800	3						
132	315,800		413,200	3						
133	316,000		413,500	4						
134	316,200		413,900	1						
135	316,400		414,300	4						
136	316,600		414,700	4						
137	316,800		415,100	2						
138	317,000		415,500	4						
139	317,200		415,800	4						
140	317,400		416,200	7						
141	317,600		416,700	4						
142	317,800		417,000	6						
143	318,000		417,300	6						
144	318,200		417,600	7						

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
145	318,400		417,700	5						
146	318,600		418,000	7						
147	318,800		418,300	4						
148	319,000		418,600	1						
149	319,200		418,900	2						
150	319,400		419,100							
151	319,600		419,300							
152	319,800		419,500	1						
153	320,000		419,700							
154	320,200		419,900							
155	320,400		420,100							
156	320,600		420,300							
157	320,800		420,500							
158			420,700							
159			420,900							
160			421,100							
161			421,300	2						
職員数計		0人		2,639人		169人		133人		81人
							職員数合計		3,022人	

第3表 給料表別、年齢別職員数

給料表		行政職給料表	医療職給料表	消防職給料表	保育職給料表
年齢	歳	人	人	人	人
18		8		3	
19		6		8	
20		14		7	
21		5		7	5
22		61		24	6
23		77		19	11
24		57		28	9
25		64		19	8
26		86		27	9
27		92		34	10
28		95		35	8
29		104		51	8
30		88		34	3
31		95		32	11
32		80	1	39	2
33		91		41	4
34		104		41	3
35		95		34	2
36		94		43	3
37		96	1	31	
38		100		33	1
39		91		35	3
40		86	1	36	1
41		79	1	21	3
42		115		23	2
43		104		12	3
44		111		14	2
45		85		11	2
46		91		16	4
47		94		18	9
48		90		22	10
49		126		19	18
50		112	1	19	14
51		102		19	21
52		99		11	19
53		98		19	13
54		90		13	9
55		99	1	20	10
56		87	1	24	2
57		103	1	19	
58		121		20	2
59		84	1	12	1
60					
61					
62					
63					
64					
65					
職員数計		3,579人	9人	993人	251人

年齢	給料表	高等学校等 教育職給料表	小中学校等 教育職給料表	全給料表
	歳	人	人	人
18				11
19				14
20				21
21				17
22		2	42	135
23		3	53	163
24		4	66	164
25		5	91	187
26		2	101	225
27		7	98	241
28		6	127	271
29		7	129	299
30		6	120	251
31		4	140	282
32		9	138	269
33		7	148	291
34		3	147	298
35		3	123	257
36		3	128	271
37		5	122	255
38		5	111	250
39		8	104	241
40		1	108	233
41		4	87	195
42		3	84	227
43		5	76	200
44			70	197
45		2	64	164
46		6	67	184
47		2	64	187
48		1	46	169
49		6	51	220
50		5	38	189
51		2	38	182
52		4	33	166
53		4	19	153
54		2	29	143
55		4	23	157
56		3	20	137
57		3	33	159
58		6	29	178
59		4	55	157
60				
61				
62				
63				
64				
65				
職員数計		156人	3,022人	8,010人

第4表 扶養手当の支給状況

項目 扶養親族数	受給 職員数	扶養親族の内訳			
		配偶者	子	うち特定期間 にある子	父母等
1人	1,167	327	736	180	104
2人	1,250	370	2,070	442	60
3人	901	594	2,079	424	30
4人	220	191	673	119	16
5人	26	24	104	16	2
6人	3	3	15	0	0
7人	3	3	18	5	0
8人	1	1	7	0	0
計	3,571	1,513	5,702	1,186	212

(注1) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(注2) 特定期間にある子とは、15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。

第5表 住居手当の支給状況

その1 支給状況

区分	職員構成比	平均支給額
受給者	25.7%	28,589円
非受給者	74.3%	
合計	100.0%	7,345

その2 受給者に対する支給状況

区分	職員構成比	
堺市内居住者	手当額 14,000 円未満の受給者	0.0%
	手当額 14,000 円以上 30,000 円未満の受給者	9.1%
	手当額 30,000 円の受給者	59.0%
堺市外居住者	手当額 11,000 円未満の受給者	0.0%
	手当額 11,000 円以上 27,000 円未満の受給者	2.6%
	手当額 27,000 円の受給者	29.3%
計	100.0%	

第6表 通勤手当の支給状況

区 分		職員構成比			平均支給額			
受 給 者	交通機関等のみ利用者	%			円			
		39.3			14,470			
	交通機関等及び交通用具の併用者	7.0			14,528			
	交通用具のみ利用者	45.8			5,408			
	【通勤距離】			自転車使用		自転車 以外	自転車使用	
				堺市内 居住者	堺市外 居住者		堺市内 居住者	堺市外 居住者
		片道 5 km未満	10.5	0.8	5.1	4,000	3,019	2,007
		片道 5 km以上 10 km未満	4.4	1.2	12.5	6,200	5,200	4,206
	片道 10 km以上 15 km未満	0.3	0.6	6.1	9,100	8,100	7,103	
	片道 15 km以上 20 km未満	2.4			10,006			
	片道 20 km以上 25 km未満	0.6			12,900			
	片道 25 km以上 30 km未満	0.5			15,800			
	片道 30 km以上 35 km未満	0.3			18,700			
	片道 35 km以上 40 km未満	0.2			21,600			
片道 40 km以上 45 km未満	0.1			24,400				
片道 45 km以上 50 km未満	0.0			26,200				
片道 50 km以上 55 km未満	—			—				
片道 55 km以上 60 km未満	0.0			29,800				
片道 60 km以上	0.0			31,600				
計		92.1			9,971			
非受給者		7.9						
合計		100.0			9,181			

第7表 再任用職員の級別人員

<フルタイム勤務職員>

職務の級 給料表	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員給料表 (行政職職員等)	人 244	人 153	人 55	人 0	人 35	人 0	人 1
高等学校等教育職給料表	15	0	13	0	2	0	
小中学校等教育職給料表	180	0	119	0	12	49	
計	439						
60歳	106						
61歳	106						
62歳	91						
63歳	82						
64歳	54						

<短時間勤務職員>

職務の級 給料表	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員給料表 (行政職職員等)	人 222	人 152	人 49	人 0	人 21	人 0	人 0
高等学校等教育職給料表	5	0	5	0	0	0	
小中学校等教育職給料表	29	0	29	0	0	0	
計	256						
60歳	31						
61歳	40						
62歳	45						
63歳	63						
64歳	77						

2 民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会が人事院、大阪府人事委員会等と共同で実施した本年の職種別民間給与実態調査の概要は次のとおりである。

○ 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等を検討するため、令和4年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

○ 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所238事業所

なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

○ 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により8層に層化（グループ化）し、これらの層から78事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所数は、第8表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

○ 集計

ア 調査実人員

初任給関係129人（行政職に相当する調査実人数129人）

初任給関係以外の調査職種3,038人（行政職に相当する調査実人員2,986人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、13,084人であり、行政職に相当するものは12,670人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 60	事業所 30	事業所 23	事業所 7
農業、林業、漁業	*	*	*	*
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	7	4	*	*
製造業	30	15	13	*
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	9	3	4	*
卸売業、小売業	7	6	*	*
金融業、保険業、不動産業、 物品賃貸業	*	*	*	*
教育、学習支援業、医療、福 祉、サービス業	6	*	4	*

(注1) 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が15事業所あった。

(注2) 「*」は、調査事業所が2事業所以下であることを示す。

(注3) 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、
「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び
「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第9表 職種別、学歴別初任給

職 種	学 歴		
	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
新卒事務員・技術者計	円 211,215	円 * 195,300	円 174,723
新 卒 事 務 員	210,242	—	* 190,240
新 卒 技 術 者	213,155	* 195,300	171,459

(注1) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

(注2) *印のあるものは、調査事業所が5事業所以下である。

第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)	
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	7	53.5	761,602	61	761,541	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	52.6	709,663	0	709,663	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	2	55.9	764,812	237	764,575	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	4	51.5	953,879	0	953,879	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	51.5	953,879	0	953,879	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	46	52.7	670,524	3,317	667,207	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	38	53.2	672,986	2,709	670,277	
	短大卒	2	50.0	686,548	134	686,414	
高校卒	6	50.5	650,670	7,944	642,726		
技術部長	58	53.4	723,398	3,952	719,446	同上	
大学卒	44	53.5	746,223	1,864	744,359		
短大卒	7	52.5	666,153	1,652	664,501		
高校卒	7	53.3	638,427	18,026	620,401		
事務部次長	20	52.5	668,768	441	668,327	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	18	52.3	697,933	291	697,642		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	53.5	517,538	1,218	516,320		
技術部次長	23	53.4	681,277	189	681,088	同上	
大学卒	19	53.5	675,432	0	675,432		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	3	52.5	821,723	1,036	820,687		
事務課長	146	49.3	571,261	5,807	565,454	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	99	49.2	585,178	4,164	581,014		
短大卒	18	49.7	555,709	10,052	545,657		
高校卒	29	49.4	533,714	8,888	524,826		
技術課長	221	50.8	609,554	4,693	604,861	同上	
大学卒	129	49.9	630,497	1,601	628,896		
短大卒	11	49.3	569,613	290	569,323		
高校卒	81	52.1	585,525	9,583	575,942		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	19	45.3	447,231	31,599	415,632	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	8	39.4	395,172	38,457	356,715	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	11	50.3	491,684	25,743	465,942	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	63	47.2	504,399	34,239	470,160	同上
	大学卒	25	44.9	563,428	65,353	498,075	
	短大卒	6	45.4	578,728	108,063	470,665	
	高校卒	32	48.7	459,968	5,937	454,031	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	181	46.3	482,888	52,195	430,693	係の長及び係長級専門職
	大学卒	103	44.3	482,275	54,332	427,943	
	短大卒	21	48.6	472,373	60,138	412,235	
	高校卒	55	49.4	489,407	41,207	448,201	
	中学卒	2	41.0	431,238	170,018	261,221	
技術係長	332	47.6	525,967	81,641	444,326	同上	
大学卒	107	45.8	541,103	88,918	452,184		
短大卒	44	45.9	482,059	68,999	413,060		
高校卒	179	49.0	528,017	80,777	447,240		
中学卒	2	48.0	458,677	40,075	418,602		
事務主任	179	45.4	413,366	49,473	363,893	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	105	42.9	425,961	55,591	370,370		
短大卒	19	44.7	381,982	46,838	335,144		
高校卒	54	50.2	403,955	39,911	364,044		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術主任	265	44.5	490,132	90,910	399,222	同上	
大学卒	100	40.5	440,382	78,637	361,745		
短大卒	17	47.4	493,988	77,096	416,892		
高校卒	145	47.4	529,995	102,357	427,638		
中学卒	3	36.4	367,019	59,034	307,985		
事務係員	728	41.0	358,504	37,775	320,730		
大学卒	349	37.4	357,695	35,459	322,236		
短大卒	117	43.9	357,311	36,051	321,260		
高校卒	261	44.5	360,716	41,921	318,796		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術係員	694	41.3	427,753	81,629	346,125		
大学卒	246	40.5	439,584	83,398	356,186		
短大卒	118	37.8	405,893	82,051	323,842		
高校卒	326	43.1	427,956	80,229	347,728		
中学卒	4	49.6	414,675	90,264	324,411		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	53.3	774,201	79	774,122	
	短大卒	3	51.5	704,771	0	704,771	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	2	55.9	764,812	237	764,575	
	工場長	4	51.5	953,879	0	953,879	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	51.5	953,879	0	953,879	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	29	52.4	699,806	5,357	694,449	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級専 門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	24	53.2	711,755	4,234	707,521	
	短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	4	50.0	652,180	12,329	639,851		
技術部長	46	53.1	745,033	5,455	739,579	同上	
大学卒	34	53.0	776,606	2,699	773,908		
短大卒	5	53.1	706,547	2,619	703,928		
高校卒	7	53.3	638,427	18,026	620,401		
事務部次長	19	52.4	682,794	479	682,314	前記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長と 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	18	52.3	697,933	291	697,642		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	*	*	*	*	*		
技術部次長	22	53.5	702,388	209	702,179	同上	
大学卒	18	53.7	700,718	0	700,718		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	3	52.5	821,723	1,036	820,687		
事務課長	118	50.0	592,938	4,712	588,226	2係以上又は構成員10人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職	
大学卒	82	49.5	604,642	4,379	600,262		
短大卒	15	51.3	559,382	14,059	545,323		
高校卒	21	51.0	567,647	266	567,381		
技術課長	166	51.1	644,723	5,243	639,480	同上	
大学卒	108	50.0	653,603	1,957	651,646		
短大卒	4	51.9	581,426	0	581,426		
高校卒	54	53.1	632,277	11,811	620,467		
中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と 認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職(課長-係長間)	
	大学卒	10	51.7	581,088	19,779	561,309		
	短大卒	3	43.6	549,280	33,581	515,699		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	7	55.1	594,425	13,991	580,434		
	-	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	51	47.5	539,598	45,529	494,069		同上
	大学卒	24	45.4	573,047	68,040	505,008		
	短大卒	5	45.1	610,239	139,357	470,881		
	高校卒	22	49.8	498,114	9,509	488,605		
中学卒	-	-	-	-	-			
技 術	事務係長	137	46.6	510,714	59,084	451,630	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	84	44.5	504,558	59,955	444,603		
	短大卒	16	48.9	497,227	70,951	426,276		
	高校卒	37	51.0	530,406	52,530	477,876		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	241	49.0	561,417	95,735	465,682	同上	
	大学卒	91	46.5	570,522	101,947	468,575		
	短大卒	22	49.8	552,822	93,453	459,369		
	高校卒	126	50.6	557,861	92,506	465,355		
	中学卒	2	48.0	458,677	40,075	418,602		
関 係 職	事務主任	132	45.7	419,980	55,824	364,156	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任 のうち、課長代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所において、職能 資格等が上記主任と同等と認められる 主任 * 中間職(係長-係員間)	
	大学卒	81	43.3	433,885	61,803	372,082		
	短大卒	12	46.3	389,764	54,590	335,174		
	高校卒	38	50.3	403,871	45,005	358,866		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術主任	222	44.7	494,605	93,249	401,356	同上	
	大学卒	80	40.7	441,182	82,283	358,899		
	短大卒	14	48.4	474,529	68,319	406,210		
	高校卒	126	47.5	538,188	104,691	433,497		
	中学卒	2	31.5	348,335	28,930	319,405		
種	事務係員	473	40.8	373,306	39,347	333,960		
	大学卒	235	38.0	375,616	36,755	338,861		
	短大卒	65	45.4	368,217	32,801	335,417		
	高校卒	172	43.4	372,533	45,684	326,849		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係員	532	42.3	440,768	85,763	355,005		
	大学卒	194	41.1	452,518	86,172	366,345		
	短大卒	81	39.0	430,860	92,986	337,874		
	高校卒	255	44.2	436,290	82,887	353,403		
	中学卒	2	50.2	423,496	111,537	311,959		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	支店長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	16	53.3	645,205	717	644,488	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	13	53.6	639,339	883	638,456	
	短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	2	51.5	647,935	0	647,935		
中学卒	-	-	-	-	-	-	
技術部長	11	54.6	681,051	0	681,051	同上	
大学卒	9	55.2	697,356	0	697,356		
短大卒	2	51.5	597,200	0	597,200		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-	-	
事務部次長	*	*	*	*	*	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	-	-	-	-	-	-	
技術部次長	-	-	-	-	-	同上	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-	-	
事務課長	24	47.8	499,908	8,944	490,964	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	13	49.3	505,231	1,451	503,780		
短大卒	3	45.4	546,494	0	546,494		
高校卒	8	46.4	469,849	25,116	444,733		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	43	50.0	545,761	77	545,684	同上	
大学卒	18	49.4	542,182	130	542,052		
短大卒	6	49.7	560,920	0	560,920		
高校卒	19	50.6	544,567	54	544,513		
中学卒	-	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	
	大学卒	4	46.6	361,244	970	360,274		
	短大卒	2	42.0	329,250	0	329,250		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	2	52.3	401,018	2,176	398,842		
	-	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	7	43.8	447,635	2,744	444,891		同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	5	44.9	453,064	0	453,064		
中学卒	-	-	-	-	-			
技 術	事務係長	38	45.2	394,179	23,960	370,219	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	18	43.2	383,177	20,732	362,445		
	短大卒	5	47.9	413,513	34,531	378,982		
	高校卒	13	47.4	396,175	2,932	393,243		
	中学卒	2	41.0	431,238	170,018	261,221		
	技術係長	73	45.2	435,477	33,841	401,636		同上
	大学卒	15	42.3	389,027	18,961	370,066		
	短大卒	19	42.8	412,015	36,408	375,608		
	高校卒	39	47.2	463,116	38,291	424,824		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関 係 職	事務主任	39	44.2	396,190	38,735	357,455	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
	大学卒	23	41.5	404,854	40,020	364,834		
	短大卒	5	40.9	325,625	43,264	282,361		
	高校卒	11	51.9	417,886	33,385	384,501		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	27	43.8	458,863	59,244	399,618		同上
	大学卒	17	38.7	435,790	51,922	383,868		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	9	52.3	493,098	71,791	421,306		
	中学卒	-	-	-	-	-		
種	事務係員	219	41.3	337,011	35,803	301,208		
	大学卒	95	36.8	323,845	33,779	290,066		
	短大卒	50	42.5	346,273	39,294	306,979		
	高校卒	74	45.9	345,628	35,534	310,095		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係員	136	37.2	361,964	59,429	302,535		
	大学卒	41	39.1	361,421	60,155	301,266		
	短大卒	32	33.1	320,297	45,356	274,941		
	高校卒	61	38.0	381,952	66,321	315,631		
	中学卒	2	48.5	396,488	46,402	350,086		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	*	*	*	*	*	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	*	*	*	*	*	
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	*	*	*	*	*	同上	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	-	-	-	-	-	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	*	*	*	*	*	同上	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	4	44.8	559,456	8,843	550,614	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	4	44.8	559,456	8,843	550,614		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	12	49.7	478,457	12,783	465,674	同上	
大学卒	3	48.8	495,937	0	495,937		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	8	51.0	459,376	18,891	440,485		
中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	5	35.5	343,004	73,790	269,214	
	短大卒	3	34.5	346,570	72,314	274,257	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	2	37.0	337,654	76,004	261,650	
	-	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	5	48.5	355,420	0	355,420	
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	5	48.5	355,420	0	355,420	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	6	46.8	502,778	86,535	416,243	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	5	46.3	487,787	65,637	422,150		
中学卒	-	-	-	-	-	-	
技術係長	18	40.8	451,876	89,864	362,012	同上	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	3	39.5	428,492	89,151	339,340		
高校卒	14	41.6	467,458	95,379	372,079		
中学卒	-	-	-	-	-	-	
事務主任	8	46.9	405,062	20,059	385,002	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	2	46.0	476,795	21,032	455,764		
高校卒	5	46.7	382,086	23,682	358,404		
中学卒	-	-	-	-	-	-	
技術主任	16	42.2	468,183	98,689	369,494	同上	
大学卒	3	41.8	435,874	81,982	353,893		
短大卒	2	40.5	598,779	134,019	464,760		
高校卒	10	42.5	459,175	96,255	362,920		
中学卒	*	*	*	*	*	-	
事務係員	36	40.9	315,498	31,395	284,102		
大学卒	19	34.0	305,312	28,242	277,070		
短大卒	2	44.0	390,239	27,514	362,725		
高校卒	15	49.1	318,434	35,907	282,527		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	26	33.8	381,150	73,260	307,889		
大学卒	11	30.1	369,963	87,084	282,880		
短大卒	5	36.1	338,790	47,696	291,094		
高校卒	10	36.6	414,764	71,131	343,633		
中学卒	-	-	-	-	-	-	

その2 事務・技術関係以外職種

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用 自動車運転手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	*	*	*	*	*	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	7	42.4	437,626	6,651	430,976	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	8	51.1	512,483	11,414	501,069	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	11	30.6	278,341	15,113	263,228	
	研究補助員	2	21.0	192,744	1,694	191,050	

(注) 教育関係職種及び海事関係職種については、対象となる事業所が少ないため、記載を省略した。

第11表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬 季	52.8 %	47.2 %	53.4 %	46.6 %	61.3 %	38.7 %

第12表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		70.6 %
配偶者に家族手当を支給する		51.3 %
家族手当制度がない		29.4 %
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	14,000 円
	配偶者と子1人	19,277 円
	配偶者と子2人	24,101 円

(注1) 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。

(注2) 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は72.6%である。

(注3) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第13表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を		在宅勤務を 実施していない
	支給する	支給しない	
57.3 %	(29.6) %	(70.4) %	42.7 %

(注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
26.3 %	73.7 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第14表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
	97.9 %	73.3 %	

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第15表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課長級		63.0 %	48.1 %	37.0 %
非管理職		64.0 %	55.4 %	36.0 %

(注1) 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第16表において同じ。)

(注2) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第16表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
65.6 %	76.0 %

(注) 標準的な常勤職員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

(1) 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

○ 調査の目的と時期

この調査は、民間給与の状況を把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、令和元年から令和3年における堺市内の民間給与等の実態を調査したものである。調査は、令和元年分から令和3年分の3年分を対象とした。なお、賃金構造基本統計調査の調査票情報は、各年6月の調査内容が翌年3月に公表された後に利用可能となるものである。

○ 調査の範囲

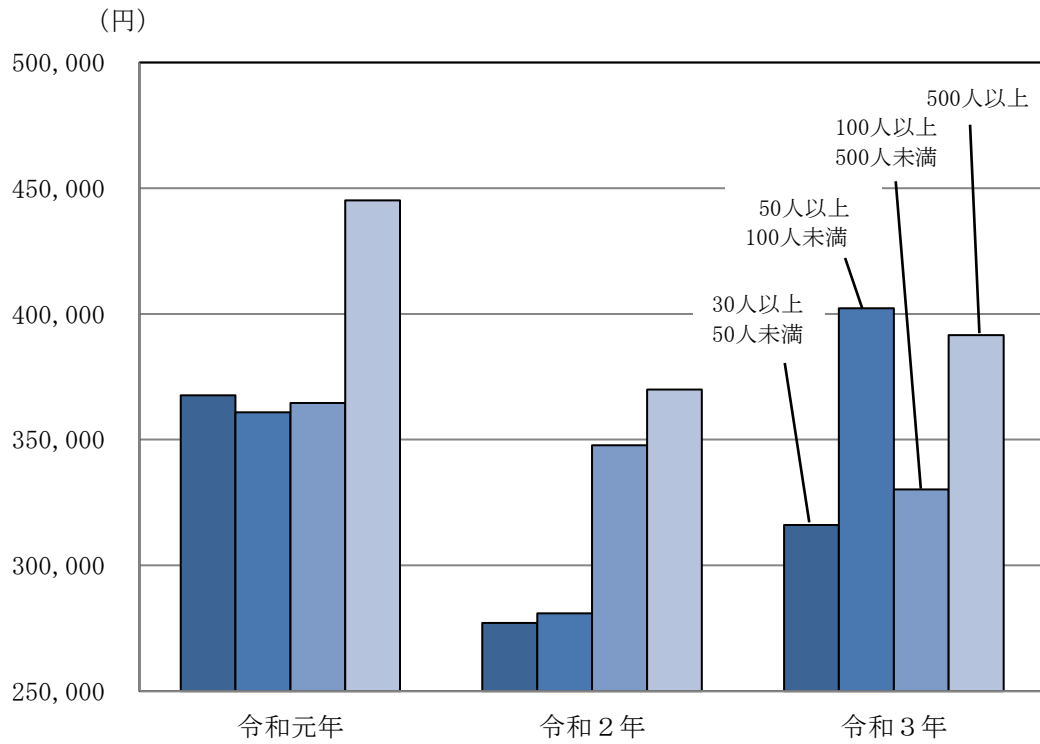
<調査対象>

- ・事業所：全産業の企業規模が常用労働者数30人以上で、かつ、事業所規模が正社員・正職員30人以上の本市内の民間事業所
- ・役職段階：部長級、課長級、係長級、非役職者の4段階（令和2年及び令和3年は事業所規模が常用労働者10人以上、令和元年は企業規模が常用労働者数100人以上の企業に限り把握可能）

<調査対象外とする職種等>

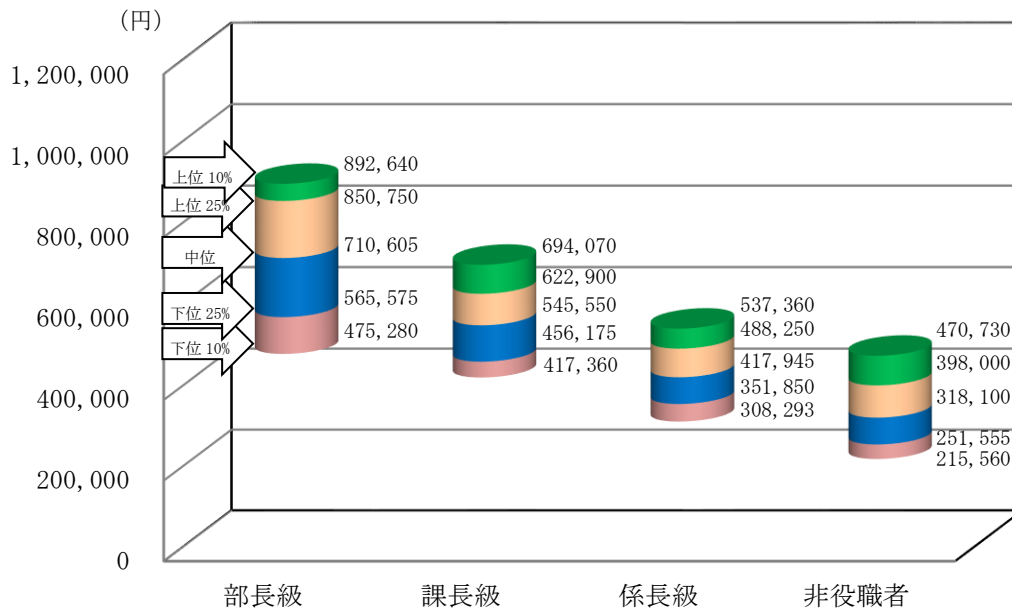
- ・区分：臨時労働者、正社員・正職員以外、雇用期間の定めあり、短時間労働者
- ・職種：生産労働者、専門的・技術的関連職業従事者

第 17 表 民間企業従業員の平均所定内給与額



(注) 事業所規模は、事業所の正社員・正職員の人数による。

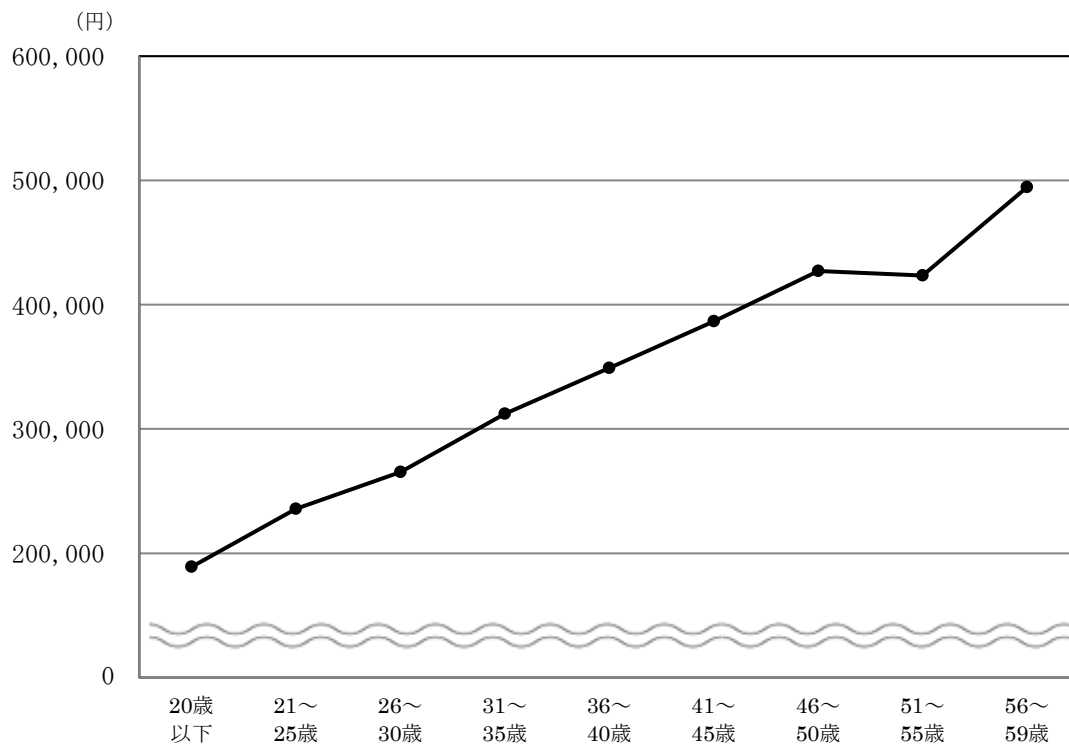
第 18 表 民間企業従業員の所定内給与額の分布状況



(注1) 集計対象となる事業所の企業規模は、常用労働者 100 人以上である。令和元年から令和3年までの3年間の調査データで算出した。

(注2) 上位 10%は、高い方から数えて全体の 10 分の 1 番目に該当する者の給与額。上位 25%は、高い方から数えて全体の 4 分の 1 番目に該当する者の給与額。中位は、中央値。下位 25%は、低い方から数えて全体の 4 分の 1 番目に該当する者の給与額。下位 10%は、低い方から数えて全体の 10 分の 1 番目に該当する者の給与額。

第 19 表 民間企業従業員の年齢区分別平均所定内給与額



(2) 生計費・労働経済指標

令和4年4月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

○ 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の家計調査等の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

○ 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の令和4年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第20表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和4年4月：堺市)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 30,810	円 39,080	円 50,000	円 61,000	円 71,920
住居関係費	44,660	79,210	63,210	47,220	31,220
被服・履物費	5,870	4,050	6,340	8,630	10,920
雑費Ⅰ	25,740	42,260	60,770	79,280	97,960
雑費Ⅱ	9,700	17,940	21,310	24,690	28,070
計	116,780	182,540	201,630	220,820	240,090

第21表 労働経済指標

項目			年 月					
			令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する 給与 (調査産業計)	大阪府	金額 (円)	301,522	297,498	296,456	297,839	296,206
			前年同月比 (%)	2.1	2.8	0.1	0.4	1.5
		全国	金額 (円)	300,317	294,857	297,175	297,740	295,048
			前年同月比 (%)	1.6	2.6	2.1	1.7	1.3
	うち 所定内給与	大阪府	金額 (円)	278,412	274,771	275,165	276,275	274,447
			前年同月比 (%)	1.5	1.1	△ 1.2	△ 0.3	1.0
		全国	金額 (円)	275,920	272,097	274,365	274,013	271,923
			前年同月比 (%)	1.1	1.4	0.8	0.7	0.7
	総実労働時間数 (調査産業計)	大阪府 (時間)		144.4	131.9	141.4	141.8	130.5
		全国 (時間)		150.4	136.0	146.9	146.9	135.8
うち所定外 労働時間数		大阪府 (時間)	10.6	10.0	9.8	10.2	9.7	
		全国 (時間)	12.1	11.1	11.4	11.9	10.9	
(総務省 生計費 調査)	消費支出 勤労者世帯	堺市	金額 (円)	242,122	244,315	274,664	349,709	269,324
			前年同月比 (%)	△ 12.9	△ 17.2	△ 30.3	32.3	△ 2.4
		全国	金額 (円)	338,638	317,681	281,173	302,774	294,112
			前年同月比 (%)	11.5	13.1	△ 5.8	4.9	△ 3.4
物価	消費者物価 指数 (総務省)	堺市	前年同月比 (%)	△ 1.6	△ 1.2	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.5
		全国	前年同月比 (%)	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比 (%)	3.5	4.8	4.9	5.6	5.6
雇用・その他	常用雇用指数(大阪府) (調査産業計・厚生労働省)		前年同月比 (%)	△ 0.6	0.5	△ 0.1	0.5	△ 0.3
	有効求人倍率(倍)(大阪府) (季節調整値・厚生労働省)			1.12	1.12	1.15	1.14	1.12
	完全失業率(%) (季節調整値・総務省)			2.8	2.9	2.9	2.8	2.8

(注) 「賃金・労働時間」「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。
「生計費」の数値は、農林漁家世帯を含む勤労者世帯のものである。
「賃金・労働時間」「消費者物価指数」「国内企業物価指数」「常用雇用指数」については、令和2年基準である。
ただし、「賃金・労働時間」の令和3年12月までの数値については、平成27年基準である。

9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月
297,945	299,346	301,086	300,404	298,095	299,613	300,678	306,876	300,868
1.1	△ 0.2	1.9	0.8	1.3	0.4	0.8	1.8	1.1
296,347	298,582	298,029	298,585	298,869	299,516	303,969	307,905	301,194
1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5	2.2
276,441	276,730	277,860	277,059	275,134	276,786	277,337	282,744	277,874
0.3	△ 0.9	1.3	0.1	0.9	0.1	0.4	1.6	1.1
273,619	275,136	273,881	273,736	274,671	275,153	278,933	281,865	277,201
0.7	0.5	1.0	0.7	1.8	1.9	1.9	2.2	1.9
136.2	141.2	141.9	141.2	132.0	133.0	138.4	144.1	133.3
141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0	137.6
10.1	10.8	10.5	11.1	10.0	10.3	11.0	11.1	10.1
11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9	11.7
264,515	274,531	349,251	297,432	420,570	353,018	395,834	360,891	337,647
△ 36.4	△ 1.3	16.3	△ 8.5	50.0	36.8	33.6	49.1	38.2
295,779	312,658	304,207	344,135	314,358	285,289	343,686	344,126	314,979
△ 2.8	0.1	△ 0.4	3.1	5.6	1.6	△ 0.1	1.6	△ 0.9
△ 0.1	△ 0.2	0.3	0.5	0.1	0.9	1.3	2.6	2.5
0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5	2.5
6.2	8.0	8.9	8.6	9.0	9.4	9.3	10.0	9.3
△ 0.5	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.9
1.13	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18
2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月発行

編集・発行 堺市人事委員会

〒590 - 0078

堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072 - 228 - 7449

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号 1 - C 5 - 2 2 - 0 1 6 1